

第103回定時総代会議案

報 告 事 項	I. 2024年度事業報告の件……………	1頁
	II. 2024年度貸借対照表、損益計算書及び 基金等変動計算書報告の件……………	39頁
	III. 相互会社制度運営報告の件……………	56頁
決 議 事 項		
第1号議案	2024年度剰余金処分案承認の件……………	60頁
第2号議案	社員配当準備金分配の件……………	61頁
第3号議案	評議員9名選任の件……………	81頁
第4号議案	取締役12名選任の件……………	82頁
第5号議案	取締役及び監査役の報酬等の額の改定の件……………	89頁

(添 付 書 類)

報告事項Ⅰ．2024年度事業報告の件

2024年度 $\left[\begin{array}{l} 2024年4月1日 \\ 2025年3月31日 \end{array} \right]$ 事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当社は生命保険業免許に基づき、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険などの生命保険の引受けを行うとともに、保険料として収受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資、貸付、不動産投資などを行っております。また、生命保険業に付随する業務及び法定他業も行っております。

〔経済情勢と業界動向〕

2024年度の世界経済は、高い賃金上昇率を背景に個人消費が増加した米国や、製造業などで固定資産投資が増加した中国を中心に、底堅く推移しました。

米国経済は、個人消費が高い賃金上昇率を背景に増加したことや、設備投資がIT関連機器やソフトウェアなどで増加したことにより、堅調に推移しました。欧州経済は、個人消費が実質賃金の上昇により増加したことや、設備投資が借入金利低下などによって底打ちしたことから、緩やかに持ち直しました。中国経済は、固定資産投資が製造業を中心に増加したことや、輸出が米国向けなどを中心に増加したことから、緩やかに成長しました。日本経済は、個人消費が賃金上昇率の高まりと賞与の増加などを受けてやや上向き、設備投資が電子・通信機械や輸送関連などで増加するなか、緩やかな持ち直しの動きとなりました。

金融政策については、海外の主要中央銀行がこれまでの金融引締めによるインフレ率の緩やかな低下を受けて利下げを進めるなか、日本銀行は2024年7月と2025年1月に利上げを行い、政策金利を2024年3月末の0.0～0.1%から0.5%に引き上げました。また、7月に国債買入れを四半期毎に4,000億円ずつ減額することも決定しました。FRB（米連邦準備理事会）は9月に利下げを開始し、政策金利を2024年3月末の5.25～5.5%から12月にかけて4.25～4.5%まで引き下げ、その後は据え置きました。ECB（欧州中央銀行）は6月に利下げを開始し、政策金利（預金ファシリティ金利）を2024年3月末の4%から3月にかけて2.5%まで引き下げました。

金融資本市場については、長期金利の指標となる10年日本国債利回りは、日本銀行による追加利上げと国債買入れの減額が予想され、期初から5月にかけて上昇基調となった後、1%前後で推移しましたが、日本株の大幅安を受けて8月に0.7%台まで低下しました。その後、好調な雇用統計などを受けた米国の長期金利の上昇や、1月の日本銀行の追加利上げや物価見通しの上方修正などを背景に上昇を続け、期末は1.485%となりました。株価については、円安による輸出関連株の上昇などを受けて、日経平均株価は7月に42,000円台まで上昇しましたが、米国経済の先行きや日本銀行の利上げによるさらなる円高リスクが懸念されて、8月に一時31,000円台まで急落しました。その後はF R Bの利下げなどを受けて米国経済の先行きへの懸念が薄まるなかで値を戻し、38,000円から40,000円程度のレンジ内で推移しましたが、期末にかけては米国の追加関税の発表などで下落し、前年度末を約4,800円下回る35,618円で期末を迎えました。為替レートについては、日本銀行の利上げが当面無いとの海外投資家の見通しのもと、投機的な動きもあって161円台後半まで円安・ドル高が進んだ後、日本銀行が7月に利上げしたことで円が買い戻されて9月には一時140円を割り込みました。その後は概ね150円前後で推移し、期末は前年度末比約2円の円高・ドル安となる1ドル149.14円となりました。

生命保険業界においては、人口動態の変化等を背景とした海外生命保険会社の買収を積極化する動きや非保険領域のビジネス強化に加え、市中金利の動向や運用環境等を踏まえた貯蓄性商品の保険料率を改定する動きが見られました。

生命保険協会は、各社の新たな取組みを追加した「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を4月に公表し、10月にはフォローアップアンケートを実施しました。

金融庁は、7月に、保険行政の透明性を高めつつ、生命保険各社と課題認識等を共有しながらPDCAサイクルを強く意識した行政運営を行うことを目的として、「2024年保険モニタリングレポート」を公表しました。契約者配当については、契約者に対する十分な情報提供の重要性が示されたことに加え、R O R C (Return On Risk Capital) 等の収益指標活用の高度化とそれによる契約者配当の増加が期待されるとしています。また、営業職員チャネルにおける金銭詐取問題が継続して発生していることを踏まえ、実効性のある管理態勢の確立や経営陣のリーダーシップを通じた不適切事案の発生を防止するための企業風土の醸成について示されています。

8月には「2024事務年度金融行政方針」を公表しました。保険会社に関しては、保険市場の信頼回復と健全な発展に向けて、代理店監督のさらなる高度化を目指すとしています。併せて、持続可能なビジネスモデルの構築や内部監査の高度化が求められるとし、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けた準備や、資産運用を含む財務健全性のモニタリングの実施等が示されています。経済価値ベースのソルベンシー規制の導入については、5月に基準の最終化に向けた残論点の方向性が示され、10月に『「経済価値ベースのソル

ベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」等の公表について』として法令の改正案を公表しました。2025年度のフィールドテストは、2024年度末を計算基準日として本改正案に基づき実施されます。

9月にはプロダクト・ガバナンスに関する補充原則が追加された「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）を公表し、製販（組成会社・販売会社）全体として顧客の最善の利益に適った商品提供の確保を求めるとしました。

3月には、A I 技術の健全な活用を促進し、事業者との建設的な対話に資するべく「A I ディスカッションペーパー」を公表しました。A I の活用が進むなか、「チャレンジしないリスク」も踏まえ、顧客利便性や業務効率化につながる取組みの進展を期待するとしています。

〔事業の経過〕

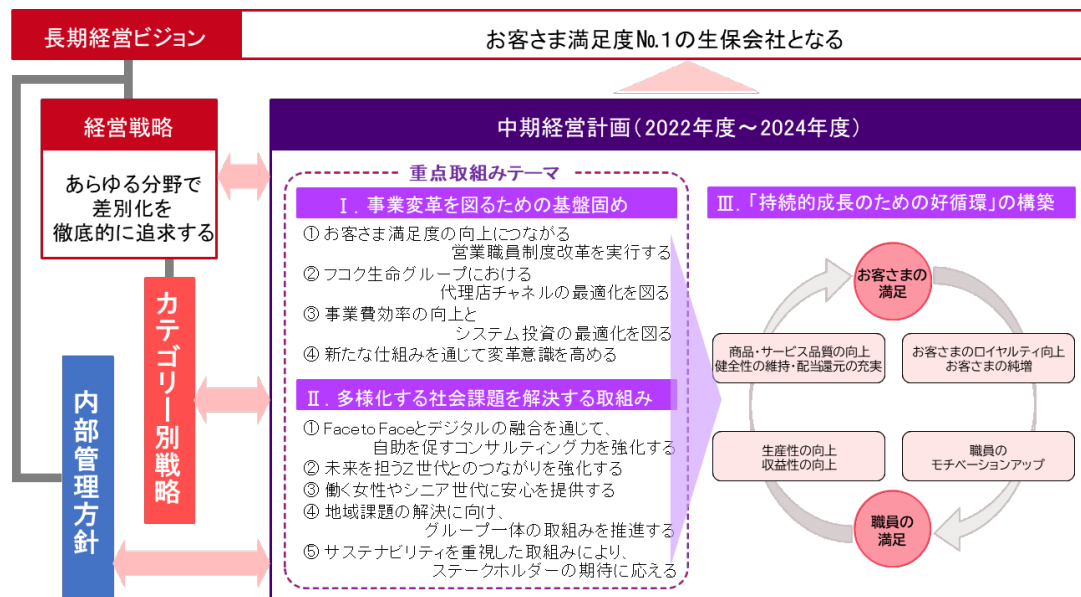
こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である『ご契約者の利益擁護』、『社会への貢献』及び『働く職員の自己実現』に基づき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点とする『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、経営及び業務遂行に努めました。

また、「お客さま基点」を実践しうる人材育成への取組みとして、「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備える人材の育成に注力しております。

加えて、「金利ある世界」となるなか、お客さまの資産形成ニーズに応える魅力ある商品の提供、資産運用の高度化及びE R M（統合的リスク管理）の推進に引き続き取り組んでおります。

① 中期経営計画

< 中期経営計画（2022年度～2024年度）の全体像 >



当社は、2022年度から2024年度にかけて「お客さま満足度No.1の生保会社となる」を長期経営ビジョンとする中期経営計画に取り組んでまいりました。長期経営ビジョンと現状とのギャップを埋めるべく、「事業変革を図るための基盤固め」と「多様化する社会課題を解決する取組み」を重点取り組みテーマとし、これらを推進することで「職員の満足」と「お客さまの満足」を循環させる「持続的成長のための好循環」の構築に努めてまいりました。

「職員の満足」については、職員意識調査における満足度は上昇し、従業員の処遇改善や評価体系の見直しの成果を確認できました。「お客さまの満足」については、外部調査会社による調査において業界内順位が中期経営計画の起点である2021年度より低下する結果となりましたが、ご契約者アンケートにおける他者加入推奨意向は向上しました。また、利差益やESRといった収益性・健全性に係る指標は向上する一方、保険業績に係る指標は低下し、「持続的成長のための好循環」には課題が残りました。

2025年度からスタートする新中期経営計画「THE MUTUAL ACT 2027」では、こうした課題を踏まえて、経営ビジョンである「お客さま満足度No.1の生保会社となる」と現状とのギャップを埋めるべく、「運用と保険、両輪での成長に向けた取組み」と「ステークホルダー（お客さま、地域・社会、職員）別の取組み」を推進してまいります。

<新中期経営計画（2025年度～2027年度）の全体像>



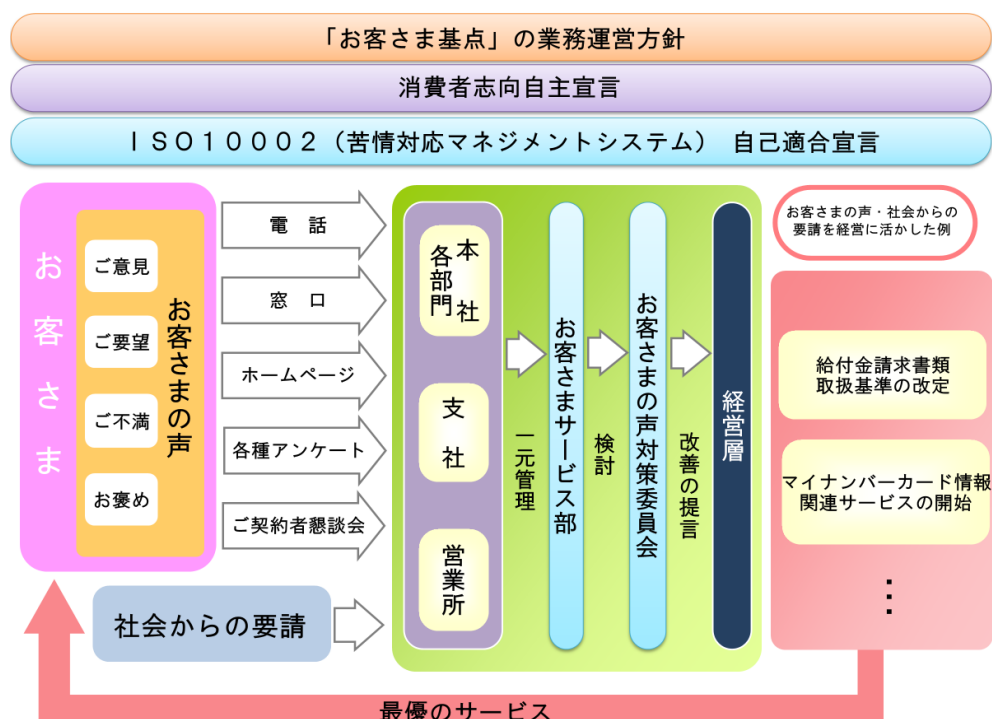
② 『「お客さま基点」の業務運営方針』の取組み

（方針1）「お客さま基点」の浸透・実践

役職員が日常業務に取り組む姿勢や態度を表した行動原則のもと、「お客さま基点」の浸透・実践に取り組んでおります。

「お客さま基点」を最も大切にしなければならないあらゆる企業活動の「原点」として、いる当社において、最上位の方針と位置づける『「お客さま基点」の業務運営方針』については、毎年振り返りを行っており、6月に取組結果を公表しております。また、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を踏まえて当社の取組状況を公表し、社内に周知徹底を行っております。「お客さま基点」の業務運営の評価指標（KPI）として、中期経営計画の確認指標であるご契約者アンケートの「他者加入推奨意向」を準用しております。2024年度に実施した調査では、中期経営計画の起点である2021年度より上昇しました。今後もより一層、「お客さま基点」の業務運営に努めてまいります。

(方針2) お客様の「声」を経営改善に活かす取り組み



お客様の「声」や社会からの要請をお電話や各種アンケート、ご契約者懇談会等を通じて収集・分析し、お客様の声対策委員会において協議のうえ、直接経営層に改善の提言を行っております。お客様の声を経営に活かしていくことにより、「お客さま基点」で最優のサービスを提供し、お客様のさらなる満足と信頼につなげられるよう努めております。具体的な取り組みの例は以下のとおりです。

- ・給付金請求について、診断書の提出を省略し、入院・手術事情報告書と領収書・診療明細書の提出によって手続きができる取扱いの範囲を従来以上に拡大しました。
- ・お客様のマイナンバーカードの有効性情報を活用した「死亡保険金等手続案内サービス」及び「年金自動支払サービス」を開始しました。マイナンバーカードの有効性情報によりお客様の生存及び死亡疑義を判定できることから、死亡保険金等の請求漏れを未然に防止するように努めるほか、終身年金等をお支払中のお客様について、現況届等の提出を省略することができるようになりました。

(方針3) お客様のニーズに対応した責任ある最適な保険商品・サービスの提供

主契約がなく、特約同士の自由な組み合わせにより保障内容を構築できる主力商品「未来のとびら」を中心に、お客様一人ひとりのニーズに併せて必要な保障を必要な分だけ確保していただけるように柔軟性の高い商品体系の構築を進めております。

医療保険「ワイド・プロテクト」は、一時金方式と日額方式の2種類の入院給付を組み合わせたハイブリッド型の入院保障と、所定の投薬治療を保障する重症化予防特約をはじ

めとする豊富な特約ラインアップにより、治療の初期段階から重大疾病の療養まで切れ目のない医療保障を提供しております。さらに、がんの治療費を公的保険診療・自由診療の区分にかかわらず補償するセコム損害保険の「自由診療保険メディコムプラス」とのセット販売により、がんに対するより手厚い保障を確保していただくことも可能としております。「自由診療保険メディコムプラス」については、がんの外来治療に対する補償を拡大する等の商品改定が4月に行われました。

貯蓄性商品では、国内の金利が上昇基調にあることなどを受けて、4月に個人年金保険「みらいプラス」の予定利率を引き上げました。これにより貯蓄性が向上したことで、同商品の2024年度の販売件数は前年度比6倍超と大幅に伸展し、貯蓄志向の高い若年層を中心にお客さまとの接点の拡大につながりました。さらに、2025年4月には、主力商品「未来のとびら」に付加する「終身保険特約」及び「介護保障特約＜終身型＞」についても予定利率を引き上げるとともに、一時払商品による資産形成・資金準備ニーズに対応するため、貯蓄性と加入後の柔軟性を兼ね備えた一時払終身保険「グッとアップ」を発売しました。

商品のご提案にあたっては、携帯情報端末「PlanDo」を活用し、オンライン面談も含めた「Face to Face」による、きめ細やかなコンサルティングセールスを実践しております。具体的には、お客さま一人ひとりとの対話を通じて、「ご加入の目的、ライフプラン、財産の状況、保険商品に関する知識など」をお伺いしております。お客さまへ公的保障を説明するツールである冊子「5つのリスクと公的保障」や、「PlanDo」のプレゼン機能を活用したデジタルコンテンツを通じて、公的保障制度の説明を踏まえたうえで、提案ツール「ライフコンパス」により、ライフステージに併せた必要保障額のシミュレーションを行いながら、お客さまの状況に即した、根拠ある最適なプランのご提案に努めております。また、ビジネスチャットツール「LINE WORKS」を活用し、お客さまとのコミュニケーション手段を増やすとともに、保険設計書等の電子送付システムやWEB面談システムを併用することで、お客さま一人ひとりに寄り添いながら、より柔軟にお客さまのご要望にお応えし、お客さまの利便性向上に資するサービスの提供に努めてまいります。

フコク赤ちゃん&キッズクラブについては、5月にキッザニア甲子園に「病院パビリオン」を出展し、キッザニアで利用できる無料チケットのプレゼントキャンペーンや、10月に実施したスポンサーデーなどにより、会員のさらなる満足度向上を図っております。また、7月から8月にかけて実施した「フコク赤ちゃん&キッズクラブLINE公式アカウント友だち登録キャンペーン」などにより、3月末現在で友だち登録数は18万名を超え、フコク赤ちゃん&キッズクラブの会員数は57万名（前年度末は50万名）となりました。今後もLINE公式アカウントを通じて、様々な情報発信に努めてまいります。

企業保険分野においても、企業の福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、お客さまの多様なニーズに応じた商品・サービスの提案を行っております。また、ご契約者

へは、商品・サービスの提供を通じて、従業員の健康保持・増進や生産性向上への課題解決に向けた支援を行っております。具体的には、商品面では新団体医療保険「メディカルH O P E」にて「健康経営配当」を実施しております。サービス面においては、「ベストドクターズ・サービス（セカンドオピニオン取得のための専門医紹介サービスなど）」を含むフコク生命あんしん健康相談ダイヤルなどの付帯サービスを提供するとともに、申込手続きの利便性向上を目的として任意加入の団体保険や団体信用生命保険向けにW E B申込システムを提供しております。引き続き、サービスの向上に努めてまいります。

（方針4）お客さまへの情報提供の充実

商品パンフレットや保険設計書（契約概要）などの募集資料は、個々の資料の役割を明確化のうえ、文字数、文字フォント、ピクトグラムなどの量的・視覚的側面を十分考慮し適切かつ分かりやすい表現方法を用いて作成しております。「未来のとびら」「ワイド・プロテクト」「みらいのつばさ」などの商品パンフレットについて、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（U C D A）による「見やすいデザイン」認証を取得しております。お客さまにとって「見やすく、分かりやすい」パンフレットを目指し、認証取得を推進しております。

10月募集契約より主力商品「未来のとびら」の保険設計書において予想配当金の表示を行いました。加えて、2025年4月募集契約からは個人年金保険「みらいプラス」の保険設計書と、学資保険「みらいのつばさ」の募集チラシに予想配当金と返戻率の表示を行いました。これを機に、あらためて配当金に関する教育を全社的に実施しました。当社の強みである配当還元についてお客さまに知っていただくために、今後もこうした教育を徹底するとともに、ご契約者に対しても配当チラシを活用した説明を徹底するなど情報提供の充実に努めてまいります。

このほかにもお客さまに「将来の必要保障額」をより具体的にご理解いただく「未来パレット」や、人生の様々なリスクに対してどのような公助があり、自助による備えがどれだけ必要となるかを確認する「ライフエフNavi」があります。これらを「ライフコンパス」と併せて活用することで、お客さまがライフプランや公的保険制度を踏まえ、自らの抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性を適切に理解できるようご提案し、お客さまにとって適切な保険商品を選択していただけるよう取り組んでおります。

また、公的保障制度を確認しながら必要な備えについての理解を促進する冊子「5つのリスクと公的保障」や、「PlanDo」のプレゼン機能を活用したデジタルコンテンツ「ライフエフNaviタブレット」などを活用することで、公的保障制度教育の徹底と、コンサルティング力の強化を図っております。

デジタルを活用したお客さまへの多様な情報提供にも努めております。ビジネスチャットツール「LINE WORKS」、電子送付システム、W E B面談システムのより一層の活用推進

を図り、お客さまの利便性の向上を目指してまいります。

WEB上での情報提供にも注力しております。3月にはより分かりやすい情報提供を目的として公式ホームページのリニューアルを実施しました。動画をはじめとする商品説明や、ライフイベント別モデルプランやお支払事例、働けなくなったときの不足金額シミュレーションなど、お客さまにとって有益な情報をお届けしております。このほかにも、公式ホームページ内の「保険お役立ちコラム」では保険に関するお役立ち情報やノウハウを、WEBメディア「47Life（よんななライフ）」では身近な“お金”に関する情報をお届けしており、継続的にコンテンツを拡充しております。

また、2024年3月に開設した「フコク生命公式Instagramアカウント」と「フコク生命LINE公式アカウント」では、キャンペーンなどを通じてフォロワー・お友だちを増やすことで、幅広い認知を目指すとともに、Instagramでは、保険やお金に関する知識に加え、フコク生命の取組み等を発信、LINEでは、主にフコク生命のご契約者やファンの方々に向けて、フコク生命の保険商品・サービスに関するお知らせ等をお伝えしました。

今後も、お客さまアドバイザーを通じた対面での情報提供に加え、デジタルの活用により利便性を高めることで、お客さまに寄り添った多様な情報提供に努めてまいります。

（方針5）お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

ご加入から保険金・給付金のお支払いにいたるまで、あらゆるお客さまとの接点において、「お客さま基点」のもと、さらなるご安心につなげられるよう取り組んでおります。

お客さまからの様々な申出に対する対応を正確かつ迅速に行うこと、及びお客さまに寄り添った定期的なアフターサービス活動を行うことを目的として、重点指標を定めてお客さま満足度のさらなる向上に取り組んでおります。定期的なアフターサービス活動については、対面や電話、ITの活用によってお客さまに年複数回のコンタクトを推進するとともに、ご契約内容の説明や商品情報のご案内など、様々な情報提供に努めております。

（方針6）お客さまの利益を最優先とした資産運用の実践

国内の金利が上昇するなか、円貨建公社債ポートフォリオにおいて、金利動向を睨みながら、利回りの低い銘柄を売却し、相対的に利回りの高い超長期債を買い入れる、収益性向上のための銘柄入替を実施しました。一段と金利水準が高まった年度終盤には、超長期債の買入れを進めました。また、物価上昇が定着するなかで、中長期的に収益性の向上が見込める株式や、ヘッジファンドなどのオルタナティブ資産を積み増しました。加えて、オープン外債について、償還が近い銘柄を売却し為替の含み益を実現しつつ、仮に大幅な円高となっても十分な収益性を確保できる利回りが高い米国超長期債を中心に積み増しました。

「生命保険事業を営む相互会社として、持続可能な社会の実現に貢献する」という経営

方針に則り、E S G（環境・社会・ガバナンス）課題を考慮した投融資にも取り組みました。具体的には、トランジションボンド（移行債）や再生可能エネルギープロジェクトなどへの投融資のほか、環境・社会に配慮した不動産投資を行いました。

スチュワードシップ活動については、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解とサステナビリティ（E S G 要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」を通じて、企業価値の向上や持続的成長に資するよう提言を行いました。

また、8月に策定・公表された「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、12月に受入れを表明しました。

こうした取組みのほか、資産運用のさらなる差別化を図るため、海外資産運用子会社の運用力強化や、当社グループが十分にカバーしきれていない地域・アセットクラスに強みを有する海外の資産運用会社との関係強化などを通じた、グローバルな分散投資の深化に努めました。これらの資産運用会社へのトレーニー派遣や定期的な意見交換などを通じた運用ノウハウの獲得などにより、資産運用力の向上に努めるとともに、資産運用の高度化を実践しうるグローバルな視野を有する人材の育成に取り組んでおります。

資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入は、利回りの高いオープン外債を大幅に積み増したことによる外国公社債利息の増加や、残高を積み増してきた内外の株式及び投資信託の配当金や分配金の増加、為替が前年度に比べ円安水準で推移したことによる外国証券の利息及び配当金の増加などより、前年対比255億円増加の1,976億円と過去最高を更新しました。これにより、資産運用収益は、同118億円増加の2,578億円となりました。資産運用費用は、円貨建公社債ポートフォリオの銘柄入替に伴い収益性の低い銘柄を売却したことによる有価証券売却損の増加などにより、同241億円増加の1,108億円となりました。その結果、資産運用収支は、同123億円減少の1,469億円となりました。

有価証券の含み益は、国内の金利上昇により公社債の含み損が増加したものの、超低金利環境下での国債への投資を控えてきたことから、他の資産の含み益で十分吸収できる水準にとどまっており、前年対比2,653億円減少の6,856億円となりました。また、土地の含み益は、同113億円増加の1,875億円となりました。

（方針7）利益相反の適切な管理

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引について適切な管理を行っております。

投資先企業に対する議決権の行使を含むスチュワードシップ活動については、より厳格な利益相反管理が必要との認識のもと、「スチュワードシップ責任を果たすに当たり管理すべき利益相反についての方針」を別途定め、お客さまの利益を第一として行動しております。

お客さまからの信頼や安心感をより確保することが求められているなか、利益相反管理の実効性や透明性を確保するよう引き続き努めてまいります。

（方針8）「お客さま基点」を实践できる人づくり

創業に込められた「ご契約者本位」という想いを感じ取り、この想いが脈々と受け継がれ、現在の「お客さま基点」という価値観につながっていることを意識し行動できるよう、2024年度においても研修などの様々な機会を活用し、創業理念・経営理念のさらなる浸透に努めました。併せて、社長や役員自らが「お客さま基点」への想いを語り、「あらためて、今の自分ができるお客さま基点の行動とは何か」を参加者に考えてもらう場として、社長や役員による「車座ミーティング」を開催しております。

さらに、お客さまの意向を踏まえたコンサルティングの实践とその能力向上に向け、ファイナンシャル・プランナー資格の取得を推進するとともに、2024年度は社内公募によるコンサルティング研修を実施しました。

また、お客さま基点を実現するうえでは、職員が生き生きと働きがいをもって自己実現ができる会社である必要があるとの考えのもと、女性活躍をはじめとした、多様な人材が活躍できるようダイバーシティを意識した人づくりに取り組んでおります。

③ コーポレートガバナンスの推進

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの直接の対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方及びその充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、「コーポレートガバナンス基本方針」及び「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を作成し、公表しております。最高意思決定機関である総代会やご契約者懇談会は、ともに総代やご契約者との最も重要な対話の場と考えており、一体的に運営することで有用でかつ効果的な対話の場になるよう取り組んでおります。また、総代会やご契約者懇談会に加え、経営諮問機関である評議員会においても、当社に対する幅広いご意見・ご要望をいただき経営に活かしております。引き続きコーポレートガバナンス体制の強化に取り組むことで、ご契約者の負託に応え、保険金や給付金等を確実にお支払いするという責務を果たしてまいります。

④ リスク管理態勢

取締役会により設置されたリスク管理委員会において統合的リスク管理を行い、本委員会に6つの下部委員会を設置しリスクに応じた管理を行っております。下部委員会は、死亡・介護・医療保険を中心にリスク対応力のモニタリングなどを行う保険引受リスク管理委員会、債券や株式等保有する資産のリスク対応力のモニタリングなどを行う資産運用リスク管理委員会、事務ミス防止に向けた対応などを推進する事務リスク管理委員会、シス

テム障害やサイバー攻撃の防止、これらが万が一発生した場合の対応などを行うシステムリスク管理委員会、コンプライアンス・リスクの顕在化防止に向けた対応などを行うコンプライアンス専門委員会、自然災害、不慮の事故等の対応や管理などを行うセキュリティー委員会で構成され、さらにリスク管理専門委員会を設置し、全社的なストレステストとグループリスクに係る専門的な検討を行う体制としております。

主要なリスク管理指標等は、グループベースも含めて四半期ごとにリスク管理委員会に報告する態勢としており、同管理態勢及び管理状況についてはリスクとソルベンシーの自己評価（ORSA）に基づき取締役会が確認しております。また、当社はレジリエンスの強化をERMの重要なテーマの1つとして推進しており、その強化の一環として、2024年度は、「地政学リスク」をテーマにストレステストを実施し、本リスクの顕在化が当社に及ぼす影響を確認しました。洗い出された課題については引き続きその対応策を検討し、危機対応能力のさらなる向上に努めてまいります。

当社は、自己資本の充実度を踏まえた適切なリスク・テイクにより利益を確保し、その結果、自己資本の充実度が向上し適切なリスク・テイクが促進される、そのような好循環の実現を目指す高度なERMの考え方のもと、「自己資本、リスク及びリターンの一体的管理」を推進しております。この考え方は当社のALM（資産と負債を総合的に管理する手法）にも反映されております。多くの生命保険会社が、2025年度の経済価値ベースのソルベンシー規制導入を見据えて、低金利環境下にもかかわらずデュレーション・マッチング型ALMを志向するなか、当社は強固な自己資本を背景にサープラス型ALMを推進し、適切なリスク・テイクを図ってまいりました。2024年度においては「金利ある世界」に戻り、足元では負債コストを上回る金利水準となってきたことから、デュレーション・マッチング型ALMへの移行を進めております。

当社は、経営理念の浸透を通じて健全な企業文化を醸成することが、リスク管理の高度化において最も重要であると考えております。役職員一人ひとりが「お客さま基点」という価値観をあらゆる発想や行動の原点として適切に行動する企業文化は、企業不祥事を引き起こすコンダクトリスクを抑制するだけでなく、感度の高いリスク管理を行うための基礎となります。引き続き、役職員一人ひとりがリスク管理について自ら考えて行動できるよう、社内啓発活動に取り組んでまいります。

⑤ コンプライアンス態勢

創業理念・経営理念の浸透がコンプライアンス態勢のベースであると考え、コンプライアンスを法令の遵守とのみ理解するのではなく、生命保険業の公共性を踏まえ、広く社会からの要請に応えることが「お客さま基点」に通じるとの認識のもと、コンプライアンス態勢の整備・強化に取り組んでおります。

具体的には、「お客さま基点」を実現するための実践計画として、コンプライアンス・

プログラムを策定し、2024年度は適正な保険募集、情報資産保護、マネー・ローンダリング等の金融犯罪及び反社会的勢力との取引の未然防止を重点事項として推進しました。

⑥ 自己資本の強化と配当還元の加速

当社は、いかなることがあっても将来にわたってご契約時に約束した保険金等をお支払いできるように自己資本を強化しつつ、相互会社として配当還元の充実に努めております。

自己資本の強化については、内部留保の積上げを第一義とし、適時、外部調達を行うことを基本方針としております。2019年に募集した基金120億円を8月に償却し、同月に基金80億円を再募集しました。

2024年度の健全性指標については、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は1,108.0%、時価ベースの実質的な自己資本である実質純資産額が1兆9,882億円となり、十分な水準を確保しております。なお、2025年度から導入される経済価値ベースのソルベンシー規制に対しては着実に準備を進めており、新規制においても引き続き高い水準が確保できることを確認しております。

保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」(格付の方向性/安定的)、日本格付研究所より「AA」(格付の見通し/安定的)、スタンダード&プアーズより「A+」(アウトルック/安定的)、ムーディーズより「A1」(格付の見通し/安定的)、フィッチ・レーティングスより「A+」(格付アウトルック/安定的)の格付けを取得しております。なお、ムーディーズによる格付けは、3月に「A2」(格付の見通し/ポジティブ)から、「A1」(格付の見通し/安定的)に格上げとなりました。

配当還元については、ご契約者懇談会等でのご意見を踏まえて入院給付金のお支払いがなかった医療保険契約に対する健康配当や、長期にわたって継続された死亡保障契約及び医療保険契約に対する満期時の長期継続特別配当を実施しており、従来から実質的な保険料負担の軽減を図ってまいりました。2024年度決算の配当案は、危険差配当に加え、利差配当や長期継続特別配当も含め幅広く増配することで、当社が考える「より早くより多く、長く続けるほど多くなる」というご契約者の配当に対する期待に応えるものとなっております。これにより個人保険分野の増配は13年連続となり、2025年度に10年目を迎える代表的な契約の10年累計の配当金は、年換算保険料の1.2年分を上回ります。

企業保険分野のうち団体年金保険については、資産運用損益に基づき配当率を引き上げる案としております。

今後とも強固な財務基盤を維持しながら、配当還元を加速させご契約者の配当に対する期待に応えてまいります。

⑦ 新たな利益配分方針

2023年度決算では、基礎利益は930億円と過去最高になりました。個人保険分野におい

て12年連続で増配したうえで、内部留保を積み増し、安定した経営に不可欠な自己資本は1兆円を超えました。自己資本比率は14%になり、高水準のソルベンシー・マージン比率と併せ、健全性はさらに高まりました。

こうした強固な財務基盤のもと、これまでの配当還元と自己資本の充実を主眼とした利益配分を変更し、「ご契約者への配当還元」「従業員の処遇改善」そして「内部留保」の順序で利益配分することを、7月の総代会で公表しました。2024年度においては、営業職員、内務職員ともに下期賞与の引上げ、初任給の引上げ等により、営業職員は年収ベースで対前年度比7.0%、内務職員は年収ベースで対前年度比10.3%の賃上げを行いました。また、2024年度決算の剰余金処分において、従業員の処遇改善に充てることを目的として任意積立金に「職員還元積立金」を創設し50億円を積み立てる案としました。

〔事業の成果〕

以上の結果、2024年度の業績の概要は次のとおりとなりました。

① 保有契約の状況

当期末の保険金額に基づく契約高については、個人保険及び個人年金保険の新契約高が1兆2,508億円（前年対比7.2%増）、減少契約高が1兆6,974億円（前年対比3.2%減）となり、年度末保有契約高は23兆3,117億円（前年対比1.9%減）となりました。団体保険の年度末保有契約高は17兆4,482億円（前年対比0.3%増）、団体年金保険の年度末保有契約高は2兆3,228億円（前年対比0.3%減）となりました。

当期末の年換算保険料については、個人保険及び個人年金保険の新契約が159億円（前年対比12.8%増）、年度末保有契約が3,601億円（前年対比1.3%減）となりました。このうち医療保障・生前給付保障等は、新契約が64億円（前年対比2.4%減）、年度末保有契約が1,171億円（前年対比0.3%増）となりました。

【保険金額】

(単位:億円, %)

		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (当期)	
						増減率
個 人 保 險 (保 障 額)	年度始保有契約高	224, 018	223, 809	221, 734	216, 885	△ 2. 2
	新 契 約 高	16, 001	13, 899	11, 502	11, 041	△ 4. 0
	減 少 契 約 高	16, 210	15, 973	16, 351	15, 678	△ 4. 1
	年度末保有契約高	223, 809	221, 734	216, 885	212, 248	△ 2. 1
個 人 年 金 保 險 〔 年 金 原 資 及 び 責 任 準 備 金 〕	年度始保有契約高	23, 624	22, 692	21, 722	20, 698	△ 4. 7
	新 契 約 高	223	198	164	1, 467	789. 5
	減 少 契 約 高	1, 156	1, 168	1, 188	1, 296	9. 1
	年度末保有契約高	22, 692	21, 722	20, 698	20, 869	0. 8
個 人 保 險 + 個 人 年 金 保 險	年度始保有契約高	247, 643	246, 501	243, 456	237, 583	△ 2. 4
	新 契 約 高	16, 224	14, 097	11, 666	12, 508	7. 2
	減 少 契 約 高	17, 366	17, 141	17, 539	16, 974	△ 3. 2
	年度末保有契約高	246, 501	243, 456	237, 583	233, 117	△ 1. 9
団 体 保 險 (保 障 額)	年度末保有契約高	173, 407	172, 790	173, 972	174, 482	0. 3
団 体 年 金 保 險 (責 任 準 備 金)	年度末保有契約高	22, 898	23, 048	23, 306	23, 228	△ 0. 3

(注) 1. 個人保険+個人年金保険の「新契約高」には、転換による純増加額を含んでおります。

2. 個人保険+個人年金保険の「減少契約高」は、満期・死亡・解約・失効・減額等による減少額の合計を記載しております。

【年換算保険料】

(単位:億円, %)

		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度（当期）	
						増減率
個 人 保 険	新 契 約	128	136	136	119	△ 12.7
	年度末保有契約	2,638	2,629	2,609	2,572	△ 1.4
個 人 年 金 保 険	新 契 約	6	5	4	40	755.4
	年度末保有契約	1,093	1,066	1,038	1,029	△ 0.9
個 人 保 険 ＋ 個 人 年 金 保 険	新 契 約	135	141	141	159	12.8
	年度末保有契約	3,731	3,695	3,648	3,601	△ 1.3
うち医療保障・ 生前給付保障等	新 契 約	70	70	65	64	△ 2.4
	年度末保有契約	1,154	1,164	1,167	1,171	0.3

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」については、医療保障（入院、手術等）、生前給付保障（介護、生活障害等）、保険料払込免除（障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

3. 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

② 収支の状況

経常収益では、保険料等収入は4,871億円(前年対比0.9%減)となり、資産運用収益は2,592億円(前年対比5.1%減)となりました。資産運用収益のうち、利息及び配当金等収入は1,976億円(前年対比14.8%増)となりました。

経常費用では、保険金等支払金は4,815億円(前年対比3.4%増)、責任準備金等繰入額は15億円(前年対比97.2%減)、資産運用費用は1,108億円(前年対比27.9%増)、事業費は993億円(前年対比7.6%増)となりました。

この結果、経常利益は558億円(前年対比13.2%増)となり、特別損益と法人税等合計を加減した当期純剰余は531億円(前年対比33.6%増)となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期末処分剰余金は768億円(前年対比21.1%増)となりました。

剰余金処分案においては、社員配当準備金462億円、職員還元積立金50億円、基金償却準備金16億円などをあわせて531億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越すこととしております。

また、保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は1,046億円(前年対比12.6%増)となりました。

(単位:億円, %)

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	(当期) 増減率
経常収益	6,897	7,738	7,750	7,744	△0.1
保険料等収入	4,864	5,260	4,914	4,871	△0.9
資産運用収益	1,943	2,346	2,731	2,592	△5.1
うち 利息及び配当金等収入	1,676	1,647	1,721	1,976	14.8
その他経常収益	89	130	103	280	169.9
うち 責任準備金戻入額	—	—	—	163	—
うち 保険金等支払引当金戻入額	—	34	—	—	—
経常費用	6,509	7,412	7,256	7,186	△1.0
保険金等支払金	4,160	5,047	4,658	4,815	3.4
責任準備金等繰入額	739	305	570	15	△97.2
うち 責任準備金繰入額	705	305	552	—	△100.0
資産運用費用	433	910	867	1,108	27.9
事業費	907	904	922	993	7.6
その他経常費用	268	243	237	253	6.5
うち 保険金等支払引当金繰入額	34	—	—	—	—
経常利益	387	325	493	558	13.2
特別利益	0	3	0	1	386.4
特別損失	43	7	87	81	△6.4
うち 価格変動準備金繰入額	38	5	33	80	136.8
うち 100 周年記念賞与等	—	—	44	—	△100.0
当期純剰余	333	308	397	531	33.6
当期末処分剰余金	570	543	635	768	21.1
基礎利益	763	472	930	1,046	12.6

(注) 基礎利益は、2021 年度についても現行基準で算出しております。

③ 資産・負債等の状況

当期末の総資産は3,120億円減少し、7兆3,298億円（前年対比4.1%減）となりました。
このうち、有価証券は6兆2,026億円（前年対比2.3%減）となり、貸付金は4,721億円（前年対比5.5%減）となりました。

負債の部では、責任準備金は163億円減少し、5兆8,693億円（前年対比0.3%減）となりました。このうち、危険準備金は2,199億円（前年対比5.3%増）となりました。

純資産の部は、その他有価証券評価差額金の減少により、8,029億円（前年対比13.8%減）となりました。

（単位:億円, %）

	2021 年度末	2022 年度末	2023 年度末	2024 年度（当期）末	
					増減率
資産の部	73,893	72,262	76,418	73,298	△4.1
うち 有価証券	62,775	57,991	63,493	62,026	△2.3
うち 公社債	29,093	30,310	29,638	28,551	△3.7
うち 株式	7,958	8,365	10,336	9,967	△3.6
うち 外国証券	23,882	17,561	21,341	21,279	△0.3
うち 貸付金	5,533	5,241	4,997	4,721	△5.5
うち 不動産	2,411	2,429	2,515	2,575	2.4
負債の部	66,489	65,798	67,108	65,268	△2.7
うち 責任準備金	58,000	58,305	58,857	58,693	△0.3
うち 追加責任準備金	1,797	1,783	1,758	1,718	△2.2
うち 危険準備金	1,554	1,678	2,088	2,199	5.3
うち 社債	2,419	2,419	2,672	2,672	0.0
うち 価格変動準備金	1,766	1,771	1,805	1,885	4.4
純資産の部	7,403	6,464	9,310	8,029	△13.8
うち 基金の総額	1,280	1,280	1,280	1,360	6.3
うち 剰余金	1,272	1,269	1,386	1,425	2.8
うち その他有価証券評価差額金	4,808	3,868	6,598	5,202	△21.2

〔会社が対処すべき課題〕

当社は、1923年に「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として設立されました。初代社長、根津嘉一郎の資本家としての「利益に重きを置いた経営」と、第二代社長、吉田義輝の相互会社としての想いである「ご契約者の利益擁護」という二つの源流のもと、必要であればリスクを取り、差別化戦略で収益性を追求する一方、生命保険の公共性を十分認識し相互会社としての使命を着実に果たすよう注力してまいりました。初代社長、根津の想いは「最大たらんよりは最優たれ」という社是に、第二代社長、吉田の想いは「お客さま基点」という価値観に受け継がれており、今後も実践してまいります。

当社は、経営ビジョンとして「お客さま満足度No.1の生保会社となる」を掲げております。これを実現していくためには、確固たる健全性と収益性を有し、当社と主要なステークホルダーであるお客さま、地域・社会、そして職員との間に共感が存在することが必要です。2025年度からスタートする新中期経営計画では、強固な自己資本を裏付けとしたリスク・テイクによってさらなる収益力の向上を図る「運用と保険、両輪での成長に向けた取組み」と、お客さま、地域・社会、職員との共感・つながり・支えあいの深化に向けた「ステークホルダー別の取組み」を推進してまいります。これらの取組みを徹底した差別化で推進し、経営ビジョンの実現を目指します。

デフレと日本銀行による異次元緩和政策の収束は、当社にとってポジティブな変化です。「金利ある世界」においては、配当還元の加速による実質的な保険料負担の軽減や魅力的な貯蓄性商品の提供により、お客さまの安定的な資産形成のお役に立つことがますます重要になります。また、職員の生活水準及び働きがい向上のための処遇改善も、併せて図っていく必要があります。そのためには利益成長が不可欠です。当社はこれを海外や他業態への進出ではなく、強固な自己資本を裏付けとして、強みである資産運用の収益力をもう一段引き上げることで実現します。

一方、生命保険文化センターの調査によると、必要保障額と実際に加入している保険金額の差であるプロテクションギャップが拡大しております。このギャップを埋めるために、当社はお客さまアドバイザーによるコンサルティングセールスの強化を図り、お客さま一人ひとりに適切な保障をご提案します。このことが、当社が国内市場で競争力を発揮する鍵となります。死亡・第三分野・貯蓄の総合保障による提案とアフターサービスの徹底を通じてご契約を長く続けていただくことに努めてまいります。これにより、保有契約の減少に歯止めをかけて保険収支の改善を図り、配当還元を加速させることでご契約者の期待に応えてまいります。

2025年度は経済価値ベースのソルベンシー規制が導入される最初の年度となります。当社は従前よりERM経営を推進しており、規制導入に合わせて定量面のみならず定性面についてもリスク管理のさらなる高度化を図るとともに、ご契約者をはじめとするステークホルダーへの情報開示の充実も図ってまいります。

当社は相互会社形態を創業以来貫く日本で唯一の生命保険会社として、これからもお客

さまを守るためのサステナブルな成長を追求してまいります。生命保険はお客さまとの一生涯にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。相互扶助の精神のもとお客さまにしっかりと寄り添い、未来永劫お客さまとの約束を守ってまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度 (当期)
年 度 末 契 約 高		億円	億円	億円	億円
	個 人 保 険	223,809	221,734	216,885	212,248
	個 人 年 金 保 険	22,692	21,722	20,698	20,869
	団 体 保 険	173,407	172,790	173,972	174,482
	団 体 年 金 保 険	22,898	23,048	23,306	23,228
	そ の 他 の 保 険	372	366	354	342
		百万円	百万円	百万円	百万円
保 険 料 等 収 入		486,461	526,037	491,480	487,187
資 産 運 用 収 益		194,336	234,698	273,141	259,252
保 険 金 等 支 払 金		416,061	504,790	465,840	481,504
経 常 利 益		38,752	32,512	49,357	55,865
当 期 純 剰 余		33,319	30,872	39,783	53,134
社員配当準備金繰入額		30,726	28,002	37,138	46,273
総 資 産		7,389,308	7,226,280	7,641,887	7,329,802

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額の合計を記載しております。
2. 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金を記載しております。
3. その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・医療保障保険・団体就業不能保障保険・受再保険の契約高の合計を記載しております。

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
支 社	店 62	店 62	店 0
営 業 部	11	11	0
営 業 所	469	465	△ 4
計	542	538	△ 4
代 理 店	990	942	△ 48

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当 期 増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名 2,858	名 2,867	名 9	歳 44.8	年 16.5	千円 368
営 業 職 員	9,515	9,753	238	44.6		

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

8月7日に80億円の基金の追加募集を行いました。この追加募集により、基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1,360億円となりました。

(7) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	保険及び保険関連事業	12,628
	資産運用関連事業	8,067

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
投資用不動産の取得 (広島県広島市所在)	資産運用関連事業 4,707

(8) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要な事業内容	設立年月 日	資 本 金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社 富国保険エージェンシー	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	損害保険・生命保険の募集業務	1952 年 10 月 1 日	百万円 10	% 87.6
株式会社 富国収納サービス社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	生命保険料の収納業務	1980 年 10 月 20 日	百万円 10	% 92.5
富国生命投資顧問 株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	金融商品に係わる投資運用業務及び投資助言業務	1986 年 7 月 24 日	百万円 498	% 99.0
富国生命 インシュアランスサポート 株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	生命保険の募集に関する業務の受託	1994 年 4 月 1 日	百万円 50	% 100.0
富国ビジネスサービス 株式会社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	当社印刷物の作成・発送業務の受託、物品の斡旋・販売業務	1995 年 12 月 1 日	百万円 50	% 100.0
フコクしんらい生命保険 株式会社	東京都新宿区西新宿 八丁目17番1号	生命保険業	1996 年 8 月 8 日	百万円 35,499	% 89.6
フコク情報システム 株式会社	東京都江東区大島 二丁目2番1号 日本ヒューレット・パッド カード本社ビル	コンピュータシステム及び情報通信システムの企画・設計・開発・保守・運用管理業務	2002 年 4 月 1 日	百万円 300	% 60.0
富国生命 インターナショナル(英国) 株式会社	1st Floor, 19 Great Winchester Street, London, EC2N 2JA, U.K.	金融商品に係わる投資運用業務及び投資助言業務	1990 年 9 月 5 日	万英ポンド 400	% 100.0
富国生命 インターナショナル(米国) 株式会社	1251 Avenue of the Americas, 9th Floor, New York, NY 10020 U.S.A.	金融商品に係わる投資運用業務及び投資助言業務	2002 年 3 月 1 日	万米ドル 400	% 100.0
富国生命インベストメント (シンガポール) 株式会社	80 Robinson Road #16-04 Singapore 068898	投資助言業務、アジアにおける金融経済情勢及び生命保険市場に関する調査業務	2014 年 4 月 1 日	万シンガポールドollar 200	% 100.0

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
米山 好映	代表取締役社長 社長執行役員 人材開発本部長 人材開発本部 担当	富士急行株式会社 取締役 株式会社帝国ホテル 取締役	
林 俊勝	取締役 副社長執行役員 お客さまサービス本部長 千葉ニュータウン管理室・法人サービス部・ お客さまサービス部・契約医務部・保険金 部・契約管理部・事務企画部 担当		
渡部 毅彦	取締役 専務執行役員 中期経営計画 担当 総合企画室・有価証券部・金融商品投資部・ 財務投資部・特別勘定運用室・財務企画部・ 不動産部 担当		
北村 康幸	取締役 専務執行役員 営業企画部・業務部・営業管理部 担当		
砂本 直樹	取締役 常務執行役員 リスク管理統括部・財務審査室・ 有価証券管理室・経理部・主計部 担当		
山田 一郎	取締役 常務執行役員 市場開発部・しんきん部・法人営業部・ 年金コンサルティング部 担当		
佐藤 広	取締役（社外役員）	東京都国民健康保険団体連合会 理事長	
小巻 亜矢	取締役（社外役員）	株式会社サンリオエンターテイメント 代表取締役社長 松竹株式会社 取締役	
渡辺 一	取締役（社外役員）	株式会社日本経済研究所 代表取締役会長 日本貨物鉄道株式会社 監査役 三井住友トラストグループ株式会社 取締役 東急株式会社 監査役	
近藤 健	取締役 執行役員 秘書室・総務部・人事部・関連事業部 担当		
吉田 勇治	取締役 執行役員 コンプライアンス統括部・監査部 担当		
根津 嘉澄	監査役（社外役員）	東武鉄道株式会社 代表取締役会長 株式会社松屋 取締役	
高橋 恭平	監査役（社外役員）		
渡部 肇史	監査役（社外役員）	電源開発株式会社 代表取締役会長	
黒田 啓一	監査役（常勤）		
重松 秀明	監査役（常勤）		

- (注) 1. 2025年3月31日、代表取締役社長社長執行役員米山好映は、代表取締役社長を辞任し、社長執行役員を退任しました。
また、2025年4月1日付で取締役会長に就任しました。
2. 2025年4月1日付で取締役専務執行役員渡部毅彦が代表取締役社長社長執行役員に就任しました。

当該事業年度中に退任した会社役員は次のとおりです。

氏 名	地位及び担当		その他
柳 正憲	取締役（社外役員）		2024年7月2日 取締役退任
櫻井 祐記	取締役		2024年7月2日 取締役退任
鳥居 直之	取締役		2024年7月2日 取締役退任
大谷 邦夫	監査役（社外役員）		2024年7月2日 監査役退任

2025年3月31日時点の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大森 丈史	常務執行役員 人材開発本部 副本部長 人材開発本部 担当		
吉岡 謙一	執行役員 業務部長 業務部 担当		
栗原 浩孝	執行役員 福島支社長兼東北ブロック長 福島支社・東北ブロック 担当		
松代 秀紀	執行役員 契約医務部長 契約医務部 担当		
江口 修	執行役員 大阪北支社長兼近畿ブロック長 大阪北支社・近畿ブロック 担当		
矢崎 斉	執行役員 法人営業部長 法人営業部 担当		
尾本 博	執行役員 人事部長 人事部 担当		
木下 泰浩	執行役員 富山支社長兼北陸ブロック長 富山支社・北陸ブロック 担当		
小野寺 勇介	執行役員 金融商品投資部長 金融商品投資部 担当		

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	うち種類別報酬額		
			基本報酬 (固定)	業績連動 報酬等	非金銭報酬等
取 締 役	14 名	352	352	—	—
監 査 役	6 名	92	92	—	—
計	20 名	445	445	—	—

- (注) 1. 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。
2. 2007年7月3日開催の第85回定時総代会にて、取締役は報酬額の枠を年額5億円以内、監査役は同1億円以内と決議いたしました。当該定時総代会終結時における取締役の員数は15名、監査役の員数は5名となります。

【取締役報酬に関する基本方針について】

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2021年2月25日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めた「取締役報酬に関する基本方針」を決議いたしました。

②「取締役報酬に関する基本方針」の概要

取締役の報酬については、取締役は他の取締役に対する必要な相互牽制が求められることを踏まえると、原則として役位による固定となるものと考えます。また、報酬の水準は、当社の経営環境や業績を踏まえたものといたします。報酬総額の限度額を総代会にて決定し、配分については、取締役会が報酬額に関する基本的な考え方を確認したうえで、代表取締役社長への再一任決議を行います。代表取締役社長は、報酬額に関する基本的な考え方に基づき全取締役の報酬額を決定します。なお、報酬額は年俸とし、年俸を12等分した額を毎月所定の日に支払います。

③当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

当社の取締役報酬は原則として、役位による固定とすることが「取締役報酬に関する基本方針」に定められており、取締役報酬に係わる取締役会の審議過程においても、特段の異議はなく、当事業年度の取締役報酬については、同基本方針に沿うものと判断しております。なお、監査役の個人別報酬については、監査役全員にて協議のうえ決定しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任について

当社取締役の個人別報酬額は経営環境、業績を踏まえた水準で、役位による固定額と定めており、当社の経営状態を最も把握している代表取締役社長に、個人別報酬額の決定を一任することが最も適切であると判断し、当社取締役会は、当事業年度に係る全ての取締役の個人別報酬全額について、その決定を代表取締役社長である米山好映に一任いたしました。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
佐藤 広 (社外取締役)	当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、当該役員との間に、任務懈怠により会社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。
小巻 亜矢 (社外取締役)	
渡辺 一 (社外取締役)	
根津 嘉澄 (社外監査役)	
高橋 恭平 (社外監査役)	
渡部 肇史 (社外監査役)	

※補償契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、 監査役及び執行役員	当社は、保険業法第53条の38が準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約では社員代表訴訟、第三者訴訟等により被保険者が被る損害賠償請求損害及び争訟費用等を負担することにより被る損害等が填補されることとなります。また、全ての被保険者について保険料は当社が全額を負担しておりますが、職務執行の適正性を保つため、一定額以下の損害を免責とする契約としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
佐藤 広 (社外取締役)	東京都国民健康保険団体連合会 理事長 当社は東京都国民健康保険団体連合会との間に特別な関係はありません。
小巻 亜矢 (社外取締役)	株式会社サンリオエンターテイメント 代表取締役社長 松竹株式会社 取締役 当社は株式会社サンリオエンターテイメントと保険の取引があります。 当社は松竹株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
渡辺 一 (社外取締役)	株式会社日本経済研究所 代表取締役会長 日本貨物鉄道株式会社 監査役 三井住友トラストグループ株式会社 取締役 東急株式会社 監査役 当社は株式会社日本経済研究所と保険の取引があります。 当社は日本貨物鉄道株式会社と保険の取引があります。 当社は三井住友トラストグループ株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式及び債権を保有しております。 当社は東急株式会社の株式及び債権を保有しております。
根津 嘉澄 (社外監査役)	東武鉄道株式会社 代表取締役会長 株式会社松屋 取締役 当社は東武鉄道株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 当社は株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
高橋 恭平 (社外監査役)	該当事項はありません。
渡部 肇史 (社外監査役)	電源開発株式会社 代表取締役会長 当社は電源開発株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会 への出席状況	取締役会・監査役会における 発言その他の活動状況
佐藤 広 (社外取締役)	2022 年 7 月就任 (2 年 9 ヶ月)	取締役会 14/14 回	行政機関における専門的な見識や経験を踏まえ、独立した立場から経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、会社の意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
小巻 亜矢 (社外取締役)	2023 年 7 月就任 (1 年 9 ヶ月)	取締役会 13/14 回	企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、独立した立場から経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、当社経営の監督・助言、意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
渡辺 一 (社外取締役)	2024 年 7 月就任 (9 ヶ月)	取締役会 10/11 回	企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、独立した立場から経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、当社経営の監督・助言、意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
根津 嘉澄 (社外監査役)	2002 年 7 月就任 (22 年 9 ヶ月)	取締役会 14/14 回 監査役会 8/8 回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
高橋 恭平 (社外監査役)	2016 年 7 月就任 (8 年 9 ヶ月)	取締役会 12/14 回 監査役会 7/8 回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
渡部 肇史 (社外監査役)	2024 年 7 月就任 (9 ヶ月)	取締役会 11/11 回 監査役会 7/7 回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。

(注) 取締役会・監査役会への出席状況は、当該事業年度について記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	8 名	58	—

(注) 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

- (1) 基金拠出額 8,000 百万円
- (2) 当年度末基金拠出者数 2 名
- (3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
信金中央金庫	4,000	50.0
株式会社日本政策投資銀行	4,000	50.0

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
Moore みらい監査法人 指定社員 鶴田 慎之介 指定社員 佐野 修	会計監査人監査に対する 報酬等 72	<報酬等に同意した理由> 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。 <非監査業務の内容> 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、「特別勘定業務に係る内部統制の保証業務」及び「経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく経済価値バランスシートに係る監査の予備調査」等であります。

(注) 当社及び連結子法人等が、当該会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は119百万円であり、監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬は、それぞれ91百万円及び27百万円であります。
なお、当該会計監査人と同一のネットワークに属する者への報酬はありません。

- (2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の重要な子法人等のうち、富国生命インターナショナル（英国）株式会社及び富国生命インベストメント（シンガポール）株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、保険業法第53条の14第4項第6号に基づく、業務の適正を確保するための体制への対応として「内部統制システムの基本方針(以下、基本方針)」を定めております。

基本方針の運用状況については、定められた全ての項目について、毎事業年度、検証を行い、適正に運用されていることを確認しております。また、項目毎の運用状況は以下のとおりで、当該運用状況については取締役会へ報告しております。

<基本方針の運用状況の概要>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み

- ・ 「コンプライアンスに関する基本方針」のもと、年度毎のコンプライアンス実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役会から委任を受けたコンプライアンス委員会がコンプライアンスを推進しています。2024 年度は、コンプライアンス委員会を 4 回開催したほか、役員向け、本社部課長向け及び支社長向けのコンプライアンス研修をはじめとする各種研修を実施しました。
- ・ 「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」のもと、不当要求の拒絶に限らず、データベースを活用した該当性の事前確認による取引予防や事後検証による取引解消（保険契約の重大事由解除等）を行い、関係遮断を推進しています。また、当社及び当社グループ会社において、連携して反社会的勢力の情報交換を行っています。
- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、マネー・ローンダリング対策の推進等を目的として設置されたマネー・ローンダリング対策委員会において、リスク評価書の見直しやマネー・ローンダリング対策推進のための審議を行い、対策を進めました。

- ・ 「利益相反管理のための基本方針」のもと、当社及び当該基本方針で定義された当社グループ会社間での取引について適切な利益相反管理を行っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み

- ・ 法令及び社内規程に従い、総代会・取締役会等の重要会議に関する議事録を適正に記録・保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取組み

- ・ 「統合的リスク管理に関する基本方針」のもと、取締役会から委任を受けたリスク管理委員会が統合的リスク管理を推進し、下部組織として 6 つの委員会を設置し、当社を取り巻く様々なリスクの管理を行っています。
- ・ 2024 年度は、リスク管理委員会を 6 回開催しており、各下部委員会の管理状況を把握するとともに、統合的リスク管理状況、全社的ストレス・テスト、ORSA レポートへの取組み状況などについて報告・審議を行いました。
- ・ また、各下部委員会については以下のとおりです。

（保険引受リスク管理委員会）

リスク・プロファイルの見直し、支払指数及び基準金利の状況など計 10 回開催。

（資産運用リスク管理委員会）

リスクマップによる為替リスクの評価、金利上昇時の対応、経済価値ベースのソルベンシー規制導入に向けた準備、2024 年度資産運用計画のリスク評価、ルックスルーの実施可否の検討結果など計 12 回開催。

（事務リスク管理委員会）

事務ミスの発生状況や自主検査の不備発生状況、外部委託先の審査状況など計 4 回開催。

（システムリスク管理委員会）

通常のシステムリスク管理のほか大規模システム障害対応訓練など計 4 回開催。

また、サイバーセキュリティについては、外部のサイバーセキュリティ演習に参加、脆弱性診断の頻度を上げるための簡易診断ツール導入などを実施。

（コンプライアンス専門委員会）

リスクの見直し、重要なリスクのモニタリングなど計 4 回開催。

（セキュリティー委員会）

2024 年 8 月に発表された南海トラフ地震臨時情報、同月発生の台風 7 号・10 号の対応など計 4 回開催。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 経営の意思決定と業務執行を分離することで、取締役の職務の執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しています。
- ・ 取締役会は、業務執行の監督を担い原則月 1 回、2024 年度は 14 回開催しました。また、取締役会の実効性向上を目的として、アンケート形式による実効性評価を行いました。
- ・ 常勤取締役会は、会社の重要な業務執行に関する事項を審議することを目的としており、原則として月 3 回、2024 年度は 34 回開催しました。
- ・ 「事務分掌規程」により各部署の役割を定めているほか、「決裁・決議基準」により権限範囲を明確化させることにより、適切な権限委譲を可能とする体制を構築しています。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」のもと、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行う体制を構築し、財務報告の信頼性の確保に努めています。同方針に基づき、財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っており、その結果を取締役に報告しております。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「関連会社の管理に関する基本方針」のもと、子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項を当社へ報告する体制、子会社のコンプライアンス管理体制及びリスク管理体制などを整備し、適正な運用に努めています。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は、取締役会、常勤取締役会等の重要会議に出席しています。代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題等について意見交換しているほか、内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携しています。また、監査役の職務の執行のために必要とする費用や負担する債務等については適切かつ迅速に処理しています。
- ・ 当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が判明した場合には、直ちに監査役へ報告する旨及び当該報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことについて、社内通知等で周知・徹底を図っております。
- ・ 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。監査役室に所属す

る職員の評価・異動・懲戒ならびに組織変更にあたっては、監査役の承認を得たうえで行うなど、取締役からの独立性を確保しています。

また、2025年3月24日開催の取締役会で決議した基本方針は、次のとおりです。

<基本方針全文>

<内部統制システムの基本方針>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

(1) コンプライアンス重視を醸成する経営を確保するための体制

- ① コンプライアンスを実践するための基本的な事項については「コンプライアンスに関する基本方針」に規定する。さらにそれを具体化するために「コンプライアンスに関する組織・権限規程」を制定する。
- ② コンプライアンスが経営の根幹をなすものであるとの認識のもと、コンプライアンス・リスク管理や問題事象の未然予防に向けた取組みを推進する。
- ③ 役職員のコンプライアンス実践の基本となる規範として「富国生命役職員行動規範」を定め、役職員は本行動規範に従って日常業務を遂行する。
- ④ コンプライアンスの推進については、社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、取締役会からの委任を受けて行う。本社及び支社・営業所においては、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者が、同委員会の事務局を担当するコンプライアンス統括部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進する。
- ⑤ コンプライアンス面での適切性の検証を行うため、コンプライアンス統括部内にチーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- ⑥ コンプライアンスの基本や個々の業務に関する留意事項等をまとめたコンプライアンス・マニュアルの作成を毎年行い、役職員への配付等により、コンプライアンスの実践・推進を図る。
- ⑦ 年度毎のコンプライアンス実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し実践する。このコンプライアンス・プログラムに基づき役職員向けのコンプライアンス研修を実施する。コンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取り締役会へ報告する。
- ⑧ 法令・社内規程に反する行為等の相談窓口を社内外に設置し、「コンプライアンス相談窓口及び内部通報に関する規程」に基づき通報が可能な体制を確保する。
- ⑨ 法令・定款に違反した行為や不正・不当または背信を疑われる行為等を行った役員は、「役員の懲戒に関する規程」に基づき懲戒処分の対象とする。法令・社内規程に違反した行為を行った職員は、「就業規則」及び「賞罰の手続に関する規程」に基づ

き懲戒処分の対象とする。

- ⑩ 内部監査部門は、本社各部門及び支社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務執行が適正に行われていることを検証する。

(2) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- ① 「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」及び当該基本方針に基づく「反社会的勢力対応規程」を定める。
- ② 毅然たる組織対応により、当社及び当社グループ会社において、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との取引予防及び取引解消を行い、関係遮断を推進する。
- ③ コンプライアンス統括部において、反社会的勢力への対応に関する統括部署として警察や弁護士等の外部専門機関と連携する。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制

当社の業務がマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するため、適切な管理を行う。

(4) お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を行うための体制

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、当社及び当該基本方針で定義された当社グループ会社が行う取引によりお客さまの利益が不当に害されることを防止するため、利益相反のおそれのある取引について適切な利益相反管理を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総代会・取締役会等の重要な会議の議事録その他取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い適正に記録・保存され、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

統合的リスク管理のために定めた「統合的リスク管理に関する基本方針」、「リスク管理委員会規程」及び「統合的リスク管理に関する組織権限規程」に基づき取締役会から委任されたリスク管理委員会が統合的リスク管理を行い、持続的成長のための好循環の実現に向けて、自己資本、リスク及びリターンの一体的管理を推進する。また、リスク管理委員会に以下の下部各委員会及び主にストレステストとグループリスク管理に係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会を設置し、所管するリスクの管理の推進を行う。

① 保険引受リスク管理委員会

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスクの管理を行う。

② 資産運用リスク管理委員会

市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクの管理を行う。

③ 事務リスク管理委員会

役職員が正確な事務を怠ること、または事故・不正等を起こすことにより会社が損失を被るリスクの管理を行う。

④ システムリスク管理委員会

システムの安全性・信頼性に関するリスク、システムの有効性・効率性に関するリスク、システムの遵守性に関するリスクの管理を行う。

また、サイバーセキュリティについては、情報資産の保護やシステムの安定性確保等のため、適切な対策を講じる。

⑤ コンプライアンス専門委員会

役職員のお客さま基点を欠く行為等が顧客保護、市場の公正・透明に悪影響を及ぼすことにより、会社が信頼を毀損され、さらには損失を被るリスクの管理を行う。

⑥ セキュリティ委員会

自然災害、不慮の事故、企業情報の流出や漏洩等のリスクの管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。取締役会は業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会で定められた規程に基づき業務執行の責任と業務管理を行うことで、取締役の職務の執行の効率化を図る。

② 常勤取締役によって構成される常勤取締役会を設置し、会社の重要な業務執行に関する事項を審議する。常勤取締役会は原則として毎月3回開催する。

③ 事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が遂行されており、取締役の職務の執行を効率的に行うため適切な権限委譲がなされている。

④ 内部監査部門による監査を通じ、事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行うことにより、財務報告の信頼性の確保を図る。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、その実質子会社（以下「子会社」という）における業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に係る支援等を行う。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の常勤取締役会、また、必要に応じて取締役会は、子会社の事業運営の状況等（取締役等の職務執行状況を含む）の報告を受ける。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理委員会において統合的リスク管理を行う。また、「リスク管理委員会規程」及び「リスク管理専門委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を補佐するリスク管理専門委員会を設置し、子会社での損失を被るリスクの管理を行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務が効率的に遂行されるため、子会社の取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等の整備状況等について確認し、必要に応じて整備等に係る支援を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、子会社において取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等に基づき、職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においてコンプライアンスが推進されるため、子会社の役職員行動規範の制定・改正及び年度毎のコンプライアンス・プログラムの策定の支援等を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務執行が適正に行われていることの検証を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため監査役室を設け、取締役の指揮命令に服さない専任の職員を配置する。
- ② 監査役の職務を補助する職員の人事評価・人事異動・懲戒処分・組織変更等については、監査役の承認を必要とする。

8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者がこれにより不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令もしくは定款に違反する重大な事実について、当社及び子会社の役職員から当社監査役への適切

な報告が行われるため、必要な規程等を整備する。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社または子会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。

- ② 前記の報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するため、必要な規程等を整備する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役がその職務の執行のために必要な費用や負担した債務等について、前払いまたは償還、弁済を行うなど適切かつ迅速に処理することとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会はもとより、その他の重要会議に監査役が出席できることとする。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の環境整備の状況等について意見交換する。
- ③ 内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携する。
- ④ 取締役・執行役員による重要な決裁事項について監査役への報告を行うこととする。

以 上

7. その他

〔経営・相互会社制度運営に関する事項〕

(1) 評議員会

6月、10月、3月に評議員会を開催しました。

(2) ご契約者懇談会

1月から2月にかけて全国62支社でご契約者懇談会を開催し、1,106名のご契約者にご出席いただきました。

(3) 総代改選

第22期総代の任期満了に伴い、7月から8月にかけて実施した社員投票で120名の総代候補者全員が信任され、9月に第23期総代として就任しました。

(4) 社員数・総代数

3月末現在の社員数は、1,643,426名、総代数は120名です。

〔社会貢献活動に関する事項〕

- (1) フコク生命「訪問コンサート&チャリティコンサート」「すまいる・こんさーと」
プロの音楽家による「本物のクラシック音楽」の演奏を、特別支援学校や障がい者施設の方々へお届けする「訪問コンサート」と、地域の福祉にお役立ていただくために、ご来場の皆さまから募金に協力していただく「チャリティコンサート」を、千葉ニュータウン本社及び5支社で開催しました。
また、「訪問コンサート」を独立させた「すまいる・こんさーと」を8校で開催しました。
- (2) 被災地応援活動
被災地を応援する活動として、内幸町本社、千葉ニュータウン本社にて、岩手県、石川県、福島県の特産品販売会を開催しました。併せて千葉ニュータウン本社の食堂で特別メニューの提供も行い、売上の一部を「いわての学び希望基金」「令和6年能登半島地震災害義援金（日本赤十字社）」「東日本大震災ふくしまこども寄附金」へ寄付しました。
なお、「チャリティコンサート」開催の際にお預かりした募金の一部は、「いわての学び希望基金」「東日本大震災みやぎこども育英募金」「東日本大震災ふくしまこども寄附金」「令和6年能登半島地震災害義援金（日本赤十字社）」へ寄付しました。
- (3) フコク生命（いのち）の森プロジェクト
環境保全活動として、当社が静岡県伊東市に保有する山林における竹害対策を主とした「フコク生命（いのち）の森」プロジェクトを11回開催しました。
- (4) すまいる・ぎやらりー
障がいのある子どもたちのアート制作を応援する活動として、内幸町本社ビル地下2階商店街において、12校の特別支援学校生徒の美術作品展を開催し、同時にホームページにも紹介しました。またより多くの方に内幸町本社ビルへお越しいただけるよう、公式Instagramでも作品を紹介しております。
- (5) ハローキティ病院訪問
当社イメージキャラクターであるハローキティが子ども病院・小児科病棟などを訪問し、入院中の子どもやそのご家族を応援する活動です。8月に「独立行政法人国立病院機構渋川医療センター」、1月には「地方独立行政法人東京都立病院機構 東京都立小児総合医療センター」で開催しました。
- (6) THE MUTUAL Art for children
「すまいる・ぎやらりー」の作品をおやさいクレヨンのパッケージデザインに採用し、子どもたちと社会がつながるお手伝いをさせていただいております。おやさいクレヨンは2021年5月から全62支社と本社営業部門より全国の保育園等へ11万7千個

を寄贈させていただきました。今後も保育園や幼稚園などを中心にお届けいたします。

※THE MUTUAL（ザ・ミューチュアル）とは、共感・つながり・支えあいをベースとした、次の100年に向け進化する次代の相互扶助のことです。

(7) フコク生命 THE MUTUAL基金

2023年11月22日の創業100周年を機に創設し、趣旨にご賛同いただいた皆さまからの寄付を受け入れる「共感型の基金」です。困難に直面する子どもたちやその家族を支えるために活動しているNPO法人等の12団体へ総額600万円の寄付を行いました。今後も子どもたちの明るい未来の一助となれるよう活動してまいります。

(8) 「フコク生命 2024 グリーンリボン ランニング フェスティバル」への特別協賛

2002年9月に業界初となる移植医療特約を発売した当社は、グリーンリボンの活動趣旨に共感し、このイベントへ特別協賛しております。協賛を通じて、「THE MUTUAL」を発信し、共感の輪を広げるとともに、今後も移植医療の普及に貢献してまいります。

※グリーンリボンとは、移植医療普及のためのシンボルです。

(9) 「cinéma bird（シネマバード）」への特別協賛

cinéma bird は俳優の斎藤工氏が発案した移動映画館プロジェクトです。劇場体験の少ない子どもたちや地域の方々に、劇場体験を届けることを目的とした「THE MUTUAL」な活動に共感し、特別協賛しております。今後も人と人がつながる“劇場体験”と地域に根ざした取組みを応援し、地域の子どもたちが明るい未来を描ける環境づくりの一助となれるよう貢献してまいります。

(10) 特殊詐欺被害防止活動への協力

深刻化する「特殊詐欺」に対し、被害防止活動に取り組む各都道府県警に協力するため、特殊詐欺被害防止啓発のオリジナルチラシ・ティッシュを地域金融機関である各信用金庫と共同で作成しました。年金支給日に信用金庫の店舗前で、お客さまアドバイザーと信用金庫の職員が共同配布するなど被害防止の啓発に努めております。

〔会社役員に関する事項〕

- (1) 2024年2月27日の取締役会決議により、4月1日付にて代表取締役社長 米山 好映が代表取締役社長社長執行役員に就任、取締役 林 俊勝が取締役副社長執行役員に就任、取締役 渡部 毅彦、取締役 北村 康幸の2名が取締役専務執行役員に就任、取締役 砂本 直樹が取締役常務執行役員に就任、取締役 近藤 健、取締役 吉田 勇治の2名が取締役執行役員に就任、大森 丈史、山田 一郎の2名が常務執行役員に就任、吉岡 謙一、栗原 浩孝、松代 秀紀、江口 修、矢崎 斉、尾本 博（新任）、木下 泰浩（新任）、小野寺 勇介（新任）の8名が執行役員に就任しました。
- (2) 7月2日の第102回定時総代会において、取締役に米山 好映、林 俊勝、渡部 毅彦、北村 康幸、砂本 直樹、佐藤 広、小巻 亜矢、近藤 健、吉田 勇治の9名が再選、新たに山田 一郎、渡辺 一の2名が選任され、それぞれ就任しました。また、柳 正憲、櫻井 祐記、鳥居 直之は任期満了に伴い取締役を退任しました。
- (3) 7月2日の第102回定時総代会において、監査役に根津 嘉澄、高橋 恭平、重松 秀明が再選、新たに渡部 肇史が選任され、それぞれ就任しました。また、監査役 大谷 邦夫は任期満了に伴い監査役を退任しました。
- (4) 7月2日の取締役会決議により、取締役 米山 好映が代表取締役社長に就任しました。
- (5) 2月25日の取締役会において、代表取締役社長社長執行役員 米山 好映が取締役会長に、取締役専務執行役員 渡部 毅彦が代表取締役社長社長執行役員に、それぞれ2025年4月1日付にて就任することを決議しました。
- (6) 3月31日、代表取締役社長社長執行役員 米山 好映が代表取締役社長を辞任し、社長執行役員を退任しました。

報告事項Ⅱ. 2024年度貸借対照表、損益計算書及び基金等変動計算書報告の件

2024年度（2025 年 3 月 31 日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 及 び 預 貯 金	185,154	保 険 契 約 準 備 金	5,958,401
現 金	124	支 払 備 金	24,893
預 貯 金	185,029	責 任 準 備 金	5,869,389
コ ー ル ロ ー ン	97,000	社 員 配 当 準 備 金	64,117
金 銭 の 信 託	23,812	再 保 險 借 債	38
有 価 証 券	6,202,664	社 会 的 他 負 債	267,260
国 債	2,277,386	そ の 他 負 債	46,920
地 方 債	83,522	未 払 法 人 税 等	102
社 債	494,223	未 払 金	2,669
株 式	996,730	未 払 費 用	15,214
外 国 証 券	2,127,924	前 受 収 益	446
そ の 他 の 証 券	222,875	預 り 金	6,932
貸 付 金	472,157	預 り 保 証 金	14,931
保 険 約 款 貸 付	43,775	金 融 派 生 商 品	175
一 般 貸 付	428,381	金融商品等受入担保金	647
有 形 固 定 資 産	262,651	資 産 除 去 債 務	4,486
土 地	153,059	仮 受 金	1,313
建 物	101,776	退 職 給 付 引 当 金	26,836
リ ー ス 資 産	783	価 格 変 動 準 備 金	188,566
建 設 仮 勘 定	2,763	繰 延 税 金 負 債	24,268
その他の有形固定資産	4,268	再評価に係る繰延税金負債	14,600
無 形 固 定 資 産	24,720		
ソ フ ト ウ ェ ア	19,086	負債の部 合計	6,526,893
その他の無形固定資産	5,633		
代 理 店 貸 貸	181	（ 純 資 産 の 部 ）	
再 保 險 貸 貸	75	基 金	8,000
そ の 他 資 産	57,913	基 金 償 却 積 立 金	128,000
未 収 金	10,560	再 評 価 積 立 金	112
前 払 費 用	3,692	剰 余 金	142,527
未 収 収 益	34,323	損 失 填 補 準 備 金	3,660
預 託 金	1,777	そ の 他 剰 余 金	138,867
金 融 派 生 商 品	476	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	20,000
仮 払 金	3,746	価 格 変 動 積 立 金	41,000
そ の 他 の 資 産	3,336	不 動 産 圧 縮 準 備 金	202
前 払 年 金 費 用	3,980	別 途 準 備 金	767
貸 倒 引 当 金	△ 508	当 期 未 処 分 剰 余 金	76,897
		基 金 等 合 計	278,640
		その他有価証券評価差額金	520,242
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,025
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	524,268
		純資産の部 合計	802,908
資産の部 合計	7,329,802	負債及び純資産の部 合計	7,329,802

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第 2 条第 12 項に規定する子会社及び保険業法施行令第 13 条の 5 の 2 第 3 項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券については 3 月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (3) 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額及び同条第 4 号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(2016 年 3 月 31 日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が 10 万円以上 20 万円未満のものについては、3 年間で均等償却を行っております。
- (5) 外貨建資産・負債(子会社及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- (6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は 1 百万円であります。

- (7) 退職給付引当金及び前払年金費用は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|---------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10 年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10 年 |
- (8) 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(2019 年 7 月 4 日 企業会計基準第 10 号)に従い、主に、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
- (10) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (11) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- (12) 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
また、2 回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 2 号に基づき、責任準備金に積み立てております。
団体年金保険の受管に係る保険料は、受管時に、収受した責任準備金相当額により計上しております。
- (13) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等(以下「既発生未報告支払備金」という。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱を 2023 年 5 月 8 日以降終了したことにより、平成 10 年大蔵省告示第 234 号(以下「I B N R 告示」という。)第 1 条第 1 項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、I B N R 告示第 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- (計算方法の概要)
- I B N R 告示第 1 条第 1 項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、I B N R 告示第 1 条第 1 項本則と同様の方法により算出しております。
- 団体年金保険の移管に係る保険金等支払金は、移管時に、移管先に支出した責任準備金相当額により計上しております。

- (14) 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第 4 条第 2 項第 4 号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

- ・予定利率が 5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金支払を開始している契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を 1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。当年度末における残高は 67,306 百万円であります。
- ・予定利率が 5.00%以上の終身保険契約のうち保険料払込満了を迎えた契約(払済保険または延長保険に変更した契約、一時払契約及び保険料払込免除後契約を除く)について予定利率を 1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。当年度末における残高は 104,482 百万円であります。
- ・新がん特約及び高度先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当年度末における残高は 90 百万円であります。

なお、責任準備金の積立てについては、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

- (15) 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

- ・ソフトウェア
利用可能期間に基づく定額法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (16) 個人保険・個人年金保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

2. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日 企業会計基準第 34 号)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(2024 年 9 月 13 日 企業会計基準適用指針第 33 号)等の公表により、リースに関する会計処理等が改正されることになります。

強制適用は 2027 年 4 月 1 日以後開始する年度の期首からであり、2027 年度の期首から適用する予定であります。

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

3. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、A L M(資産・負債の総合管理)の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。

なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。

資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本 3 規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次など定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関し V a R を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。

一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
金銭の信託	22,812	22,812	—
売買目的有価証券	22,812	22,812	—
有価証券	5,948,939	5,911,347	△ 37,591
満期保有目的の債券	645,682	666,692	21,010
責任準備金対応債券	627,193	568,591	△ 58,601
その他有価証券	4,676,064	4,676,064	—
貸付金	472,157	468,496	△ 3,661
保険約款貸付	43,775	43,775	△ 0
一般貸付	428,381	424,720	△ 3,661
資産計	6,443,909	6,402,656	△ 41,252
社債(*1)	267,260	258,447	△ 8,812
負債計	267,260	258,447	△ 8,812
金融派生商品(*2)	300	300	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	300	300	—

(*1) 通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注 1) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。
当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は 73,455 百万円であります。

(注 2) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021 年 6 月 17 日 企業会計基準適用指針第 31 号。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第 24-16 項に基づき、有価証券に含めておりません。
当該組合出資金等の当年度末における貸借対照表価額は 52,065 百万円であります。

(注 3) 時価算定会計基準適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託については、有価証券に含めております。

4. 主な金融商品の時価の内訳等に関する事項は、次のとおりであります。
- 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。
- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	22,812	—	22,812
売買目的有価証券	—	22,812	—	22,812
有価証券	2,941,578	1,699,878	24,304	4,665,761
その他有価証券	2,941,578	1,699,878	24,304	4,665,761
国債	1,036,491	—	—	1,036,491
地方債	—	75,676	—	75,676
社債	—	439,329	—	439,329
株式	894,051	—	—	894,051
外国証券	954,500	1,056,844	24,304	2,035,649
その他の証券	56,535	128,027	—	184,563
資産計	2,941,578	1,722,690	24,304	4,688,573
デリバティブ取引(*1)	—	300	—	300
通貨関連	—	300	—	300

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

- (注) 時価算定会計基準適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託については、本計数の残高には含めておりません。
- 当該投資信託の当年度末における貸借対照表価額は 10,302 百万円であります。
- また、当該投資信託の期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	9,945
評価差額金の変動	356
期末残高	10,302

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,189,748	45,535	—	1,235,283
満期保有目的の債券	653,179	13,512	—	666,692
国債	653,179	—	—	653,179
地方債	—	6,418	—	6,418
社債	—	7,094	—	7,094
責任準備金対応債券	536,568	32,022	—	568,591
国債	536,568	—	—	536,568
地方債	—	1,565	—	1,565
社債	—	30,456	—	30,456
貸付金	—	—	468,496	468,496
保険約款貸付	—	—	43,775	43,775
一般貸付	—	—	424,720	424,720
資産計	1,189,748	45,535	468,496	1,703,780
社債	—	258,447	—	258,447
負債計	—	258,447	—	258,447

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債(それぞれ一部外国証券を含む)がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債(それぞれ一部外国証券を含む)がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、主に情報ベンダー、取引先金融機関等の第三者から入手した価格につき、会計基準に従って算定されたものであると判断の上、当該価格を時価の算定に用いております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

イ. 金銭の信託

金銭の信託については、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

ウ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額をもって時価としております。一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価の算定に用いております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

時価算定において、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

エ. 社債

当社の発行する社債については、「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

オ. デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に先物、オプションの取引所取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、主に情報ベンダー、取引先金融機関等の第三者から入手した価格につき、会計基準に従って算定されたものであると判断の上、当該価格を時価の算定に用いております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(4) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

ア. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した相場価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

イ. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券	合計
	その他有価証券	
	外国証券	
期首残高	26,352	26,352
当期の損益	△ 10	△ 10
損益に計上(*1)	△ 10	△ 10
評価差額金の変動	△ 2,037	△ 2,037
期末残高	24,304	24,304

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

ウ. 時価の評価プロセスの説明

当社は資産管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続の策定、ならびに時価の算定を行っております。算定された時価は、リスク管理部門にて、当該方針及び手続に準拠しているか妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、第三者から入手した相場価格につき、別の第三者から入手した相場価格との比較、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

エ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した相場価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

5. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は 212,058 百万円、時価は 385,247 百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は 1,891 百万円であります。

6. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 467,473 百万円であります。

7. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は727百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は110百万円であります。
 上記取立不能見込額の直接減額は1百万円であります。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 債権のうち、危険債権額は372百万円であります。
 なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。
 債権のうち、貸付条件緩和債権額は244百万円であります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額は188,839百万円であります。
9. 特別勘定の資産の額は136,390百万円であります。
 なお、負債の額も同額であります。
10. 子会社等に対する金銭債権の総額は3,172百万円、金銭債務の総額は2,471百万円であります。
11. 繰延税金資産の総額は197,479百万円、繰延税金負債の総額は216,996百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は4,752百万円であります。
 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金120,533百万円、価格変動準備金54,552百万円及び退職給付引当金13,427百万円であります。
 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額209,381百万円であります。
 当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率△11.0%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△27.1%、税率変更による期末繰延税金資産の増額修正△12.0%であります。
 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)の成立に伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率28.0%は、回収又は支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.9%に変更されております。この変更により、繰延税金負債及び再評価に係る繰延税金負債は、それぞれ992百万円の増加及び469百万円の増加となります。また、法人税等調整額は5,738百万円の減少となります。
12. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 当期首現在高 | 61,903百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 37,138百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 34,960百万円 |
| 利息による増加等 | 36百万円 |
| 当期末現在高 | 64,117百万円 |
13. 子会社等の株式は64,787百万円であります。
14. 担保に供されている資産の額は、有価証券106,493百万円であります。
 また、担保付き債務の額は5,972百万円であります。
15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は40百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は18百万円であります。
16. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は524,380百万円であります。
17. 保険業法第60条の規定により基金を8,000百万円新たに募集いたしました。

18. 基金 12,000 百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第 56 条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。

19. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は 22,236 百万円であります。

20. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

21. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の退職一時金制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	74,720 百万円
勤務費用	3,047 百万円
利息費用	1,190 百万円
数理計算上の差異の発生額	340 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 3,793 百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>75,506 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	79,620 百万円
期待運用収益	1,378 百万円
数理計算上の差異の発生額	888 百万円
事業主からの拠出額	763 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 2,328 百万円</u>
期末における年金資産	<u>80,322 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	66,718 百万円
年金資産	<u>△ 80,322 百万円</u>
	<u>△ 13,603 百万円</u>
非積立型制度の退職給付債務	8,787 百万円
未認識数理計算上の差異	21,812 百万円
未認識過去勤務費用	<u>5,860 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>22,856 百万円</u>
退職給付引当金	26,836 百万円
前払年金費用	<u>△ 3,980 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>22,856 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	3,047 百万円
利息費用	1,190 百万円
期待運用収益	<u>△ 1,378 百万円</u>
数理計算上の差異の費用処理額	<u>△ 1,474 百万円</u>
過去勤務費用の費用処理額	<u>△ 687 百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>697 百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内株式	50.5 %
生命保険一般勘定	27.2 %
国内債券	8.7 %
外国株式	8.4 %
外国債券	2.9 %
共同運用資産	2.2 %
合計	<u>100.0 %</u>

年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 42.8%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	1.6 %
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	3.0 %
退職給付信託	0.0 %

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 252 百万円であります。

2024年度（2024年4月1日から）損益計算書
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常収益	等収入	487,187	774,495
保険料	等収入	487,088	
再保険	等収入	98	
資産	等収入	259,252	
利息	等収入	197,697	
預有貸不	等収入	82	
金有有貸そ	等収入	167,326	
年保責退	等収入	8,482	
そ	等収入	21,171	
金有有貸そ	等収入	635	
年保責退	等収入	315	
そ	等収入	56,405	
金有有貸そ	等収入	3,011	
年保責退	等収入	181	
そ	等収入	222	
金有有貸そ	等収入	1,418	
年保責退	等収入	28,055	
そ	等収入	1,122	
金有有貸そ	等収入	3,697	
年保責退	等収入	16,394	
そ	等収入	1,531	
金有有貸そ	等収入	5,310	
年保責退	等収入		718,630
経常費用	等支出	481,504	
保険料	等支出	93,425	
再保険	等支出	154,098	
資産	等支出	135,352	
利息	等支出	72,955	
預有貸不	等支出	25,488	
金有有貸そ	等支出	183	
年保責退	等支出	1,595	
そ	等支出	1,559	
金有有貸そ	等支出	36	
年保責退	等支出	110,872	
そ	等支出	4,625	
金有有貸そ	等支出	1	
年保責退	等支出	84,395	
そ	等支出	275	
金有有貸そ	等支出	1,657	
年保責退	等支出	510	
そ	等支出	5,749	
金有有貸そ	等支出	13,657	
年保責退	等支出	99,315	
そ	等支出	25,342	
金有有貸そ	等支出	4,162	
年保責退	等支出	8,088	
そ	等支出	10,367	
金有有貸そ	等支出	2,724	
年保責退	等支出		55,865
経常利益	等	3	164
特別利益	等	160	
特別損失	等	139	8,149
特別損失	等	10	
特別損失	等	8,000	
税法法人当期	等		47,879
税法法人当期	等		5,401
税法法人当期	等		△ 10,656
税法法人当期	等		△ 5,254
税法法人当期	等		53,134

(損益計算書の注記)

1. 子会社等との取引による収益の総額は 3,494 百万円、費用の総額は 12,040 百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 2,596 百万円、株式等 22,372 百万円、外国証券 31,436 百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 81,611 百万円、株式等 369 百万円、外国証券 2,414 百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、株式等 275 百万円であります。
5. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 39 百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は 0 百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 1 百万円であります。
7. 金銭の信託運用益には、評価損が 0 百万円含まれております。
8. 金融派生商品費用には、評価益が 1,329 百万円含まれております。

2024年度（2024年4月1日から）基金等変動計算書
2025年3月31日まで

(単位：百万円)

	基金等										評価・換算差額等				純資産 合計	
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金						基金等 合計	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計		
					基金償却 準備金	社員配当 平衡 積立金	価格変動 積立金	その他剰余金								剰余金 合計
								不動産 圧縮 準備金	別途 準備金	当期 未処分 剰余金						
当期首残高	12,000	116,000	112	3,548	9,600	20,000	41,000	204	767	63,509	138,628	266,740	659,808	4,500	664,308	931,049
当期変動額																
基金の募集	8,000											8,000				8,000
社員配当準備金の積立										△ 37,138	△ 37,138	△ 37,138				△ 37,138
損失填補準備金の積立				112						△ 112	－	－				－
基金償却積立金の積立		12,000								△ 102	△ 102	△ 102				12,000
基金利息の支払										53,134	53,134	53,134				△ 102
当期純剰余																53,134
基金の償却	△ 12,000											△ 12,000				△ 12,000
基金償却準備金の積立					2,400					△ 2,400	－	－				－
基金償却準備金の取崩					△ 12,000						△ 12,000	△ 12,000				△ 12,000
不動産圧縮準備金の取崩								△ 1		1	－	－				－
土地再評価差額金の取崩										5	5	5				5
基金等以外の項目の 当期変動額（純額）													△ 139,565	△ 475	△ 140,040	△ 140,040
当期変動額合計	△ 4,000	12,000	－	112	△ 9,600	－	－	△ 1	－	13,388	3,899	11,899	△ 139,565	△ 475	△ 140,040	△ 128,141
当期末残高	8,000	128,000	112	3,660	－	20,000	41,000	202	767	76,897	142,527	278,640	520,242	4,025	524,268	802,908

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 16 日

富国生命保険相互会社
取締役会 御中

M o o r e みらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 鶴 田 慎 之 介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 佐 野 修
業務執行社員

< 計算書類等監査 >

監査意見

当監査法人は、保険業法第 54 条の 4 第 2 項第 1 号の規定に基づき、富国生命保険相互会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 2024 年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当年度の会社及び子法人等の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「5. 会計監査人に関する事項」に含まれる(1) 会計監査人の状況に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 2024 年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第 23 条の 8 に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第 27 条の 7 各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、Moore みらい監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人 Moore みらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 5 月 20 日

富 国 生 命 保 険 相 互 会 社				監 査 役 会
監 査 役（常勤）	重 松	秀 明		㊞
監 査 役（常勤）	黒 田	啓 一		㊞
監 査 役	根 津	嘉 澄		㊞
監 査 役	高 橋	恭 平		㊞
監 査 役	渡 部	肇 史		㊞

（注）監査役根津嘉澄、高橋恭平及び渡部肇史は、保険業法第 53 条の 5 第 3 項に定める社外監査役であります。

報告事項Ⅲ．相互会社制度運営報告の件

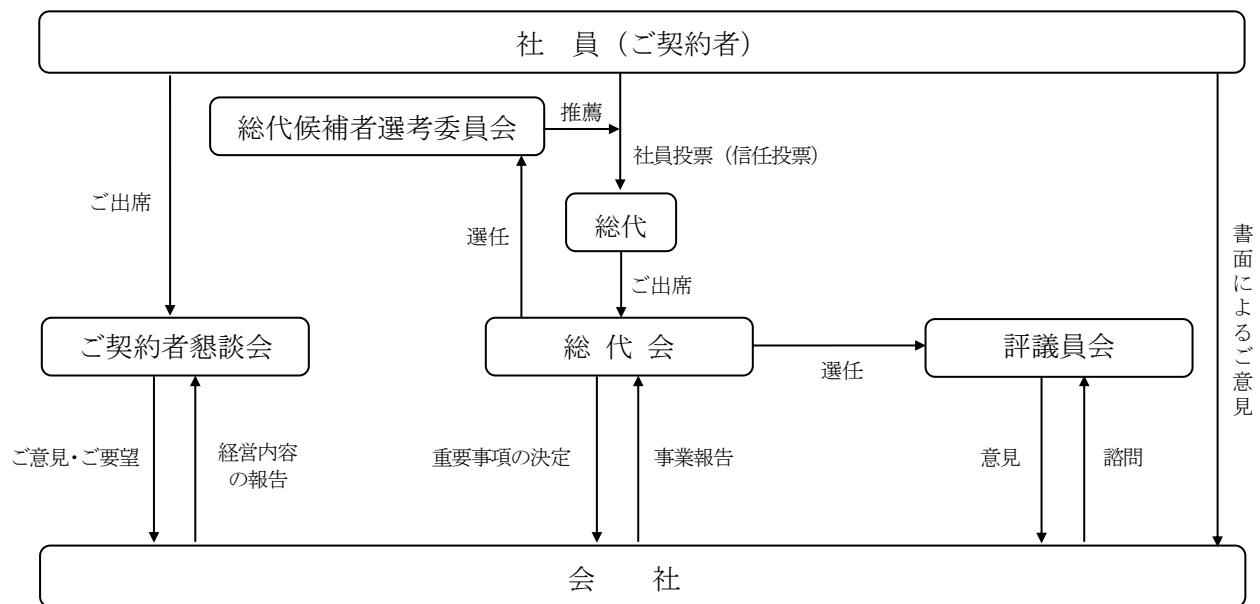
1. 総代会

当社は相互会社であり、ご契約者は原則として社員※となります。2025年3月末の社員数は164万3,426名です。

相互会社の最高意思決定機関は、社員総会またはこれに代わるべき総代会です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりませんが、社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難なため、社員の中から選出された総代により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しています。

※ 剰余金の分配のない保険契約のみのご契約者は、当社定款の定めにより社員とはなりません。

相互会社の仕組み



2. 総代選出

(1) 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年（重任限度は2期8年）と定めています。当社の社員数は約164万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散をはかるうえで十分であるとともに、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えています。

なお、総代は都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最低でも1名を選出することとしています。

(2) 総代の選出方法

当社では、総代の選出にあたって、総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しています。

総代候補者選考委員会は、その事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しています。

総代の選考から確定までの具体的な方法は以下のとおりです。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。定員は12名以内です。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、総代候補者選考基準にもとづき、社員のご意思が反映されるよう幅広い社員層から総代候補者を選考し、会社に推薦します。

次に、会社は、推薦を受けた総代候補者に関する公告を行い、個々の候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

当社では、総代の立候補制度は採用しておりませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されと考えています。

2024年9月7日をもって第22期総代全員の任期が満了することに伴い、2024年7月から8月にかけて、第23期総代を選出するための社員投票を実施しました。

社員投票の結果、各総代候補者について、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しなかったため、120名の総代候補者全員が信任され、2024年9月8日付で総代に就任しました。

○第23期総代改選時の総代候補者選考基準は次のとおりです。

総代候補者選考基準

(2022 年 11 月 17 日第 1 回総代候補者選考委員会承認)

1. 総代候補者の資格基準

- 1) 2022 年 10 月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
- 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
- 3) 総代としての重任期間が 2 期を超えないこと。
- 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。

2. 総代候補者の適格基準

- 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
- 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
- 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。

3. 総代候補者の構成基準

総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。

- 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、多様性が十分に確保されるように配慮する。
- 2) 経営チェック機能の面から、以下のとおり多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
 - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
- 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。

4. 総代候補者の地域別定数の割当基準

総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

北海道	7 名	(現員数 6 名)
東 北	11 名	(現員数 10 名)
関 東	44 名	(現員数 45 名)
中 部	20 名	(現員数 20 名)
近 畿	15 名	(現員数 14 名)
中 国	9 名	(現員数 9 名)
四 国	4 名	(現員数 4 名)
九 州	10 名	(現員数 10 名)

3. 評議員会の開催

当社は、経営の適正を期するための経営諮問機関として、評議員会を設置しています。

評議員会では、当社から諮問を受けた事項及び社員から書面で提出された会社経営に関する事項について審議することとしているほか、経営上の重要事項についてご意見をいただいています。

2024年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な議論がなされました。

- (1) 第 146 回評議員会（2024 年 6 月 6 日開催）
 - ・ 2023 年度業績状況について
 - ・ 配当還元の充実について
 - ・ 第 102 回定時総代会の報告事項と決議事項について
 - ・ 2023 年度ご契約者懇談会について
- (2) 第 147 回評議員会（2024 年 10 月 17 日開催）
 - ・ 第 102 回定時総代会におけるご意見・ご質問について
 - ・ メインフレームのオープン移行について
 - ・ 経営塾制度・運営の改編と若手職員の人づくりについて
- (3) 第 148 回評議員会（2025 年 3 月 7 日開催）
 - ・ 第 103 回定時総代会の日程について
 - ・ 2024 年度ご契約者懇談会の開催概況について
 - ・ 次期中期経営計画について
 - ・ 経済価値ベースのソルベンシー規制について

4. ご契約者懇談会の開催

当社は、ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や当社の経営内容などをお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を1975年度から全国の支社で開催しています。

2024年度のご契約者懇談会は2025年1月20日から2月20日にかけて全62支社すべてで開催し、総代93名を含む1,106名のご契約者にご出席いただきました。

なお、ご契約者懇談会で寄せられたご意見・ご要望などにつきましては、総代会や評議員会で報告するとともに、積極的に会社経営に反映するよう努めております。

決議事項

総代会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 2024年度剰余金処分案承認の件

当期末処分剰余金 768 億 9,785 万 4,772 円及び不動産圧縮準備金取崩額 344 万 5,275 円の計 769 億 130 万 47 円のうち、531 億 4,319 万 6,667 円を当期の剰余金処分額とし、残額の 237 億 5,810 万 3,380 円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

当期の処分につきましては、社員配当準備金に 462 億 7,359 万 6,667 円を繰り入れ、その他を損失填補準備金、基金利息及び任意積立金に計上させていただきたいと存じます。なお、任意積立金については、基金の償却に充てるため基金償却準備金を 16 億円、新たな利益配分方針を踏まえ、職員への還元に充てることを目的として職員還元積立金を創設し 50 億円をそれぞれ積み立てるものであります。

2024年度（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）剰余金処分案

（単位：円）

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	76,897,854,772
任 意 積 立 金 取 崩 額	3,445,275
不 動 産 圧 縮 準 備 金 取 崩 額	3,445,275
計	76,901,300,047
剰 余 金 処 分 額	53,143,196,667
社 員 配 当 準 備 金	46,273,596,667
差 引 純 剰 余 金	6,869,600,000
損 失 填 補 準 備 金	140,000,000
基 金 利 息	129,600,000
任 意 積 立 金	6,600,000,000
基 金 償 却 準 備 金	1,600,000,000
職 員 還 元 積 立 金	5,000,000,000
次 期 繰 越 剰 余 金	23,758,103,380

（注）差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

1. 2024年度末社員配当準備金641億1,798万8,511円と、2024年度剰余金から繰り入れました462億7,359万6,667円との合計額1,103億9,158万5,178円の中から普通保険約款、特約条項及び契約書に従い社員配当金を分配します。

2. 2025年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。

(1) 個人保険契約及び個人年金保険契約

① 有配当保険（毎年配当型）契約 [2022年4月以降に発売した保険種類]

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当]の額が負値の場合は0円とします。

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に[表1]の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

b. 死差益配当金

危険保険金に[表2]の(1)の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

c. 災害及び疾病関係配当金（健康配当）

過去1年間に入院一時給付金のお支払いがないことを要件とした医療保険契約に対する配当であり、入院一時給付金及び入院日額に[表3]の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

d. 就業不能保障に係る配当金

危険保険金及び給付金月額に[表4]の(1)の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

e. 介護保障に係る配当金

被保険者の到達年齢が65歳以上となる契約を対象として、危険保険金に[表5]の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当を新設いたします。

f. 費差益配当金

保険金、入院一時給付金及び入院日額に[表6]の配当率を乗じた金額とします。

g. THE MUTUAL プラス配当

保険金、年金年額、入院一時給付金及び給付金月額に[表7]の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当を新設いたします。

② 5年ごと配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当]と[特別配当]の合計額が負値の場合は、[普通配当]と[特別配当]の合計額を0円とします。

[普通配当]

a, b, c, d, e, f, gを合算した金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。
なお、2023年度決算において割り振った臨時配当を含みます。

- a. 利差益配当金
責任準備金に表1の配当率を乗じた金額
本配当案では、一部の商品について、この配当率を引上げといたします。
- b. 死差益配当金
危険保険金に表2の(1)または(2)の配当率を乗じた金額
本配当案では、一部の商品の更新前の契約について、この配当率を引上げといたします。
- c. 災害及び疾病関係配当金
入院日額に表8の(1)または(2)の配当率を乗じた金額
なお、過去1年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした医療保険契約に対する配当（健康配当）を含みます。
本配当案では、過去1年間に入院給付金のお支払いがない契約について、この配当率を引上げといたします。
- d. 就業不能保障に係る配当金
危険保険金及び給付金月額に表4の(1)の配当率を乗じた金額、または危険保険金及び給付金額に表4の(2)の配当率を乗じた金額
本配当案では、この配当率を引上げといたします。
- e. 介護保障に係る配当金
被保険者の到達年齢が65歳以上となる契約を対象として、危険保険金に表5の配当率を乗じた金額
本配当案では、この配当を新設いたします。
- f. 費差益配当金
保険金及び入院日額に表6の配当率を乗じた金額
- g. THE MUTUAL プラス配当
保険金、年金年額、入院日額及び給付金月額に表9の配当率を乗じた金額
本配当案では、この配当を新設いたします。

[特別配当]

- h. 毎年の健康特別配当金
契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表10の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

特約組立型総合保険の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表11の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

[満期契約に対する長期継続特別配当（医療保障部分）]

入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約に対して、年換算保険料に表12の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

[転換消滅契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

特約組立型総合保険の転換消滅をする契約に対して、年換算保険料に表13の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

[転換消滅契約に対する長期継続特別配当（医療保障部分）]

入院給付金のお支払いがないまま転換消滅をする医療保険契約に対して、年換算保険料に表14の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

③ 5年ごと利差配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、〔普通配当〕と〔特別配当〕の合計額が負値の場合は、〔普通配当〕と〔特別配当〕の合計額を0円とします。

〔普通配当〕

a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

本配当案では、一部の商品について、この配当率を引上げといたします。

〔特別配当〕

b. 5年ごと健康特別配当金

5年ごとの応当日を迎える契約に対して、危険保険金に表15の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、更新前の契約について、この配当率を引上げといたします。

c. 5年ごと医療特別配当金（健康配当）

過去5年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした配当であり、5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対し、入院日額に表16の配当率を乗じた金額とします。

d. 5年ごと就業不能特別配当金

5年ごとの応当日を迎える契約に対して、年金年額及び給付金額に表17の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

e. 毎年の健康特別配当金

契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表18の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

f. 5年ごと高額加算特別配当金

5年ごとの応当日を迎える、保険金額が3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中の契約に対して、保険金に表19の配当率を乗じた金額とします。

b, c, dについては、2025年度中に転換消滅をする契約に対して、直前の5年ごとの応当日（経過5年未満の契約については契約日）から転換消滅時点までの期間（端数月分を含める）に応じた金額をお支払いします。なお、cについては、直前の5年ごとの応当日から転換消滅時点までの期間に入院給付金のお支払いがない場合を対象とします。

〔満期契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）〕

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表11の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

〔満期契約に対する長期継続特別配当（医療保障部分）〕

入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約に対して、年換算保険料に表12の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

〔転換消滅契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）〕

主契約の契約日が1996年4月2日以降の転換消滅をする契約に対して、年換算保険料に表13の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

[転換消滅契約に対する長期継続特別配当（医療保障部分）]

入院給付金のお支払いがないまま転換消滅をする医療保険契約に対して、年換算保険料に表14の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

④ 利益配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当]の額が負値の場合は0円とします。

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に表20の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、一部の商品について、この配当率を引上げといたします。

b. 死差益配当金

危険保険金に表21の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、一部の商品の更新前の契約について、この配当率を引上げといたします。

c. 災害及び疾病関係配当金

特約保険金及び入院日額に表22の配当率を乗じた金額とします。

d. 費差益配当金

保険金に表23の配当率を乗じた金額に表24の配当金を加えた額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表11の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

[転換消滅契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の転換消滅をする契約に対して、年換算保険料に表13の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

上記の各配当金のほかに、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合はその金額をお支払いします。

(2) 団体保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

① 団体定期保険契約

死差益に表25の被保険団体の人数及び加入率に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。

② 総合福祉団体定期保険契約

死差益に表25の被保険団体の人数及び支払率に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。

③ 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約

責任準備金に表26の利差益配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

④ 団体信用生命保険契約及び消費者信用団体生命保険契約

次のa, b, c, d, e, fの合計額とします。

- a. 死差益に表25の被保険団体の死亡・高度障害部分における人数に応じた死差益配当率を乗じた金額
- b. 団体信用生命保険3大疾病保障特約の死差益に表25の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額
- c. 団体信用生命保険がん保障特約の死差益に表25の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額
- d. 団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約の死差益に表25の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額
- e. 団体信用生命保険身体障害保障特約の死差益に表25の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額
- f. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則の特則条項に定める3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約の死差益に表25の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額

ただし、a, b, c, d, e, fのいずれかで死差損が生じた場合には、死差益が生じた保険種類の死差益から、死差損が生じた保険種類の死差損を減じた額に、死差益が生じた保険種類の死差益配当率を乗じた額とします。

⑤ 団体信用就業不能保障保険契約

死差益に表25の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。

⑥ 団体終身保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表26の利差益配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表25の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額

ただし、bについては個人扱の場合、個人保険契約及び個人年金保険契約の利益配当付保険契約の死差益配当金に準じて算出します。

⑦ 心身障害者扶養者生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表26の利差益配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表25の死差益配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

(3) 団体年金保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

① 確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険（H14）契約、
厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約
経過責任準備金に表26の利差益配当率を乗じた金額とします。

② 新企業年金保険（H14）契約、新企業年金保険契約、企業年金保険契約
及び拠出型企業年金保険（H14）契約
次のa、bの合計額とします。ただし、それぞれの結果が負値の場合は0円とします。

- a. 経過責任準備金に表26の利差益配当率を乗じた金額
- b. 遺族年金特約の死差益に表25の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額

③ 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約

次のa、bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表26の利差益配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表25の死差益配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

④ 有期利率保証型確定拠出年金保険契約
0円とします。

本配当案では、①、②及び③の利差益配当率を引上げといたします。

(4) 財形保険契約及び財形年金保険契約

[勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者財産形成
給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約]

経過責任準備金に表26の利差益配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

(5) その他の保険契約

[医療保障保険（団体型）契約及び団体就業不能保障保険契約]

死差益に表25の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。
ただし、結果が負値の場合は0円とします。

[新団体医療保険契約]

死差益に表25の「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の認定の有無及び被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

表1 利差益配当率

(一部引上げ)

[平準払契約]

対象契約	配当率
予定利率1.50%未満 (注1)	1.85%と予定利率との差
予定利率1.50%以上2.00%未満 (注2)	1.90%と予定利率との差
予定利率2.00%以上	1.85%と予定利率との差

(注1) 保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>の保険料払込免除後契約及び5年ごと利差配当付保険契約のうち予定利率1.15%以下の養老保険(保険期間10年未満)の配当率は0.00%

(注2) 予定利率1.65%の5年ごと配当付保険契約のうち学資保険及び収入保障特約<逓減型>並びに5年ごと利差配当付保険契約のうち養老保険及び個人年金保険の配当率は0.20%

[一時払契約]

対象契約	配当率
一時払終身保険 (2003年8月～2016年6月に販売していた商品)	1.50%と予定利率との差
上記を除く商品	1.85%と予定利率との差

表2 死差益配当率<例示>

(一部引上げ)

契約日が2018年4月2日以降の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逓減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	90円	100円	180円	420円	980円	2,330円
女	40円	60円	130円	290円	530円	1,100円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

契約日が2018年4月1日以前の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逓減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	80円	80円	150円	370円	850円	2,250円
女	30円	50円	100円	220円	380円	940円

表3 災害及び疾病関係配当率（健康配当）＜例示＞
（災害及び疾病部分の配当率の合計）

（引上げ）

医療保険（有配当/2022）の場合

（1）過去1年間に入院一時給付金の支払いがない契約

入院一時給付金部分（入院一時給付金10万円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	659円	701円	852円	1,459円	2,812円	5,109円
女	787円	1,523円	1,166円	1,249円	1,905円	3,317円

長期入院給付金部分（入院日額1,000円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	18円	26円	43円	105円	265円	452円
女	19円	39円	40円	60円	121円	277円

（2）過去1年間に入院一時給付金の支払いがある契約

入院一時給付金部分（入院一時給付金10万円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

長期入院給付金部分（入院日額1,000円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

終身医療保険（有配当/2022）の場合

（1）過去1年間に入院一時給付金の支払いがない契約

（入院一時給付金10万円につき）

性別	配当率		
	到達年齢		
	50歳	60歳	70歳
男	1,436円	2,762円	4,996円
女	1,229円	1,875円	3,258円

（2）過去1年間に入院一時給付金の支払いがある契約

（入院一時給付金10万円につき）

性別	配当率		
	到達年齢		
	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円

表4 就業不能保障に係る配当率＜例示＞

(引上げ)

(1) 契約日が2020年4月2日以降の契約

就業不能年金部分

(危険保険金1万円につき)

性別	配当率				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	0.1円	0.2円	0.3円	0.8円	2.0円
女	0.1円	0.1円	0.3円	0.8円	1.9円

就業不能給付金部分

(給付金月額1万円につき)

性別	配当率				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	47.6円	69.7円	101.4円	182.2円	395.1円
女	42.3円	57.1円	80.2円	149.5円	302.6円

(2) 契約日が2020年4月1日以前の契約

就業不能年金部分

(危険保険金10万円につき)

性別	配当率				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	6円	10円	21円	44円	111円
女	6円	10円	18円	29円	59円

特定疾患就業不能給付金部分

(給付金額10万円につき)

性別	配当率				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	35円	57円	72円	79円	82円
女	52円	72円	76円	76円	76円

表5 介護保障に係る配当率<例示>

(新設)

特約組立型総合保険に付加された介護保障特約<有期型> (2022) 及び介護保障特約<終身型> (2022) の場合

軽度介護給付金部分

(危険保険金10万円につき)

性別	配当率			
	到達年齢			
	65歳	70歳	75歳	80歳
男	7円	16円	35円	68円
女	4円	11円	28円	62円

介護保険金部分

(危険保険金10万円につき)

性別	配当率			
	到達年齢			
	65歳	70歳	75歳	80歳
男	24円	51円	108円	209円
女	11円	28円	68円	150円

特約組立型総合保険に付加された介護収入保障特約 (2012) 、介護保障特約<有期型> (2012) 及び介護保障特約<終身型> (2012) の場合

(危険保険金10万円につき)

性別	配当率			
	到達年齢			
	65歳	70歳	75歳	80歳
男	67円	67円	87円	187円
女	22円	39円	95円	229円

表6 費差益配当率

(保険金100万円につき)

保険種類		配当率
2009年4月2日以降の契約	特約組立型総合保険、 医療保険、終身医療保険、 介護保障定期保険、学資保険、 一時払終身保険 (告知不要型)	0円

医療保険及び終身医療保険については入院一時給付金10万円及び入院日額1,000円に対する率。

表7 THE MUTUAL プラス配当率

(新設)

保険種類		配当率
医療保険 (有配当/2022)	入院一時給付金額 10万円につき	320円
終身医療保険 (有配当/2022)	保険金額 100万円につき	30円
定期保険特約 (2022)		
終身保険特約 (2022)		
生存給付金付定期保険特約 (2022)		
収入保障特約<逓減型> (2022)	年金年額10万円につき	60円
就業不能保障特約(2022)	給付金月額1万円につき	40円

表8 災害及び疾病関係配当率＜例示＞（災害及び疾病部分の配当率の合計）
（一部引上げ）

医療保険(09)及び終身医療保険(09)の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	293円	329円	449円	786円	1,647円	3,209円
女	334円	536円	438円	579円	1,063円	2,171円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	136円	152円	208円	364円	763円	1,486円
女	155円	248円	203円	268円	492円	1,005円

医療保険(16)〔入院見舞給付特則あり〕の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	146円	159円	218円	393円	849円	1,602円
女	151円	287円	231円	299円	533円	1,040円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

医療保険(16)〔入院見舞給付特則なし〕及び終身医療保険(16)の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	84円	96円	139円	256円	575円	1,111円
女	82円	160円	136円	188円	356円	729円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	3円	3円	5円	9円	19円	37円
女	3円	5円	5円	6円	12円	24円

上記の過去1年間に入院給付金の支払いがない契約に対する配当率には、健康配当を含みます。

表9 THE MUTUAL プラス配当率

(新設)

保険種類		配当率	
		更新前の契約	更新後の契約
医療保険(09) 終身医療保険(09) 医療保険(16) 終身医療保険(16)	入院日額 1,000円につき	80円	160円
介護保障定期保険 定期保険特約 終身保険特約 生存給付金付定期保険特約	保険金額 100万円につき	30円	30円
収入保障特約 就業不能保障特約(2012)	年金年額 10万円につき	30円	30円
収入保障特約<逡減型>	年金年額 10万円につき	60円	60円
就業不能保障特約(2020)	給付金月額 1万円につき	40円	40円

表10 毎年の健康特別配当率<例示>

契約日が2018年4月1日以前の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、
定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逡減型>
及び生存給付金付定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	220円	170円	300円	920円	1,940円	7,000円
女	50円	120円	100円	210円	370円	2,050円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

表11 満期契約に対する長期継続特別配当率（死亡保障部分）（引上げ）

契約年度	配当率
2015年度	20%
⋮	⋮
2010年度	45%
2009年度	55%
⋮	⋮
1997年度	175%
1996年度	185%

上記は、定期保険、定期保険特約（妻型を含む）、収入保障特約、収入保障特約＜逓減型＞、逓減定期保険特約及び教育資金保障特約の年換算保険料に対する配当率であり、2015年度の20%から契約年度が1年遡るごとに、2010年度まで5%、それ以降は1996年度まで10%上乗せする。なお、1995年度以前または2016年度以降の配当率は0%とし、保険料払込免除後契約は対象外とする。

表12 満期契約に対する長期継続特別配当率（医療保障部分）（引上げ）

契約年度	配当率
2015年度	30%
⋮	⋮
1998年度	149%
1997年度	156%

上記は医療保障部分の年換算保険料に対する配当率であり、2015年度の30%から契約年度が1年遡るごとに7%上乗せする。なお、1996年度以前または2016年度以降の契約の配当率は0%とし、終身型の医療保険及び保険料払込免除後契約は対象外とする。

表13 転換消滅契約に対する長期継続特別配当率（死亡保障部分）（引上げ）

契約年度	配当率	
	契約応当日前の転換消滅	契約応当日以後の転換消滅
2020年度	0%	1%
2019年度	1%	3%
2018年度	3%	5%
2017年度	5%	10%
2016年度	10%	15%
⋮	⋮	⋮
2010年度	40%	45%
2009年度	45%	55%
⋮	⋮	⋮
1997年度	165%	175%
1996年度	175%	185%

上記は、定期保険特約（妻型を含む）、収入保障特約、収入保障特約＜通減型＞、通減定期保険特約及び教育資金保障特約の年換算保険料に対する配当率であり、契約応当日以後については、2020年度を1%、2019年度を3%、2018年度を5%、2017年度を10%、2016年度を15%とし、その他の年度は表11と同じとする。契約応当日前については、契約年度を1年進めた契約応当日以後の配当率と同じとする。なお、保険料払込免除後契約は対象外とする。また、契約年度は転換前契約の契約年度とする。

表14 転換消滅契約に対する長期継続特別配当率（医療保障部分）（引上げ）

契約年度	配当率	
	契約応当日前の転換消滅	契約応当日以後の転換消滅
2020年度	0%	1%
2019年度	1%	2%
2018年度	2%	9%
2017年度	9%	16%
2016年度	16%	23%
⋮	⋮	⋮
1998年度	142%	149%
1997年度	149%	156%

上記は医療保障部分の年換算保険料に対する配当率であり、契約応当日以後については、2020年度を1%、2019年度を2%、2018年度を9%、2017年度を16%、2016年度を23%とし、その他の年度は表12と同じとする。契約応当日前については、契約年度を1年進めた契約応当日以後の配当率と同じとする。なお、終身型の医療保険及び保険料払込免除後契約は対象外とする。また、契約年度は転換前契約の契約年度とする。

表15 5年ごと健康特別配当率＜例示＞

(一部引上げ)

契約日が2018年4月2日以降の新医療保険、収入保障特約
及び定期保険特約の場合

(1) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	23.60円	26.00円	47.60円	112.80円	262.00円	621.60円
女	9.60円	14.80円	34.80円	78.40円	142.00円	292.40円

契約日が2007年4月2日以降の養老保険、
契約日が2007年4月2日以降 2018年4月1日以前の終身保険、新医療保険、
収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	157.95円	159.90円	290.55円	729.30円	1,655.55円	4,395.30円
女	56.55円	95.55円	187.20円	423.15円	742.95円	1,825.20円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	32.40円	32.80円	59.60円	149.60円	339.60円	901.60円
女	11.60円	19.60円	38.40円	86.80円	152.40円	374.40円

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の養老保険、終身保険、
医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	159.50円	116.00円	217.50円	535.05円	1,448.55円	3,551.05円
女	44.95円	63.80円	145.00円	326.25円	659.75円	1,690.70円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	44.00円	32.00円	60.00円	147.60円	399.60円	979.60円
女	12.40円	17.60円	40.00円	90.00円	182.00円	466.40円

なお、本配当について、保険料払込免除後契約は対象外とする。

表16 5年ごと医療特別配当率（健康配当）＜例示＞

契約日が2007年4月2日以降の新医療保険（120日型）
及び終身医療保険（120日型）の場合

（入院日額1,000円につき）

性別	疾病部分の配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	93.47円	126.17円	194.68円	358.21円	751.13円	1,474.21円
女	133.92円	250.79円	186.00円	274.51円	491.20円	947.98円

災害部分の配当率は年齢によらず入院日額1,000円につき男性は83.24円、
女性は57.04円。

なお、本配当について、保険料払込免除後契約は対象外とする。

表17 5年ごと就業不能特別配当率＜例示＞

（引上げ）

就業不能年金部分

（年金年額100万円につき）

性別	配当率				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	55.35円	102.30円	212.70円	437.85円	1,113.30円
女	59.10円	99.30円	180.15円	292.95円	587.10円

特定疾患就業不能給付金部分

（給付金額10万円につき）

性別	配当率				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	35円	57円	72円	79円	82円
女	52円	72円	76円	76円	76円

なお、本配当について、保険料払込免除後契約は対象外とする。

表18 毎年の健康特別配当率<例示>

契約日が2007年4月2日以降 2018年4月1日以前の終身保険、新医療保険、
収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	140円	90円	150円	560円	1,130円	4,850円
女	20円	70円	0円	0円	0円	1,160円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の終身保険、医療保険、
新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	480円	110円	290円	820円	3,290円	8,590円
女	50円	70円	100円	240円	910円	4,220円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	290円	0円	70円	130円	1,830円	3,020円
女	20円	0円	70円	160円	880円	2,790円

表19 5年ごと高額加算特別配当率

(保険金100万円につき)

契約日	配当率
1999年4月1日以前	100円
1999年4月2日以降	0円

表20 利差益配当率 (一部引上げ)

対象契約	配当率
予定利率1.50%未満	1.85%と予定利率との差
予定利率1.50% (注)	1.90%と予定利率との差
予定利率1.50%超	1.85%と予定利率との差
一時払災害死亡給付金付個人年金保険 (2002年10月～2015年3月に販売していた商品)	1.50%と予定利率との差
一時払養老保険 (2002年 7月～2015年3月に販売していた商品)	1.50%と予定利率との差

(注) 予定利率1.50%の平準払災害死亡給付金付個人年金保険、一時払養老保険、年金支払特約、年金支払移行特約及び一時払退職後終身保険の配当率は0.35%

表21 死差益配当率<例示> (一部引上げ)

契約日が2018年4月2日以降の転換契約を除く定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	20円	30円	50円	120円	270円	650円
女	10円	20円	40円	80円	150円	310円

契約日が2007年4月2日以降 2018年4月1日以前の転換契約を除く定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約
[配当回数10回目以上] (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	330円	280円	460円	1,230円	2,710円	9,110円
女	90円	180円	210円	440円	560円	2,900円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	30円	30円	60円	150円	350円	920円
女	10円	20円	40円	90円	160円	390円

契約日が1996年4月2日以降 2007年4月1日以前の転換契約を除く終身保険、医療保険、定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[配当回数10回目以上]

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	610円	240円	540円	1,320円	4,340円	11,170円
女	110円	140円	280円	590円	1,530円	4,980円

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	350円	150円	150円	150円	1,580円	4,130円
女	40円	60円	140円	350円	1,090円	3,360円

表22 災害及び疾病関係配当率<例示>

(入院日額1,000円につき)

保険種類	配当率
災害関係特約	50～1,650円
災害入院特約	10～330円
疾病入院特約	30～530円
成人病特約 (1987年4月2日以降の契約)	50円

災害関係特約については特約保険金100万円に対する率。

表23 費差益配当率<例示>

(保険金100万円につき)

保険種類		配当率
1999年4月2日以降の契約	養老保険、終身保険	250円
	個人年金保険	125円
	定期保険、定期保険特約	100円

表24 費差益配当の高額加算配当率<例示>

主契約の保険金額が1,000万円未満の定期付養老保険及び定期付終身保険の場合

(保険金100万円につき)

配当回数	保険契約ごとの合計保険金額	配当率
4回目から9回目	2,000万円超 3,000万円以下の部分	50円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	150円
	5,000万円超の部分	300円
10回目以上	2,000万円超 3,000万円以下の部分	300円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	450円
	5,000万円超の部分	600円

契約日から5年ごとの応当日を迎える契約で合計保険金額のうち2,000万円を超過する部分については保険金100万円につき300円を加算。

表25 団体保険、団体年金保険及びその他の保険の死差益配当率

保険種類		配当率
団体保険	団体定期保険	6%～97%
	総合福祉団体定期保険	14.0%～98.7%
	団体信用生命保険	10%～97%
	団体信用生命保険3大疾病保障特約	7%～85%
	団体信用生命保険がん保障特約	7%～85%
	団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約	10%～97%
	団体信用生命保険身体障害保障特約	10%～97%
	団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	7%～85%
	消費者信用団体生命保険	10%～97%
	団体信用就業不能保障保険	16%～52%
	団体終身保険	25%～95%
	心身障害者扶養者生命保険	95%
団体年金保険	遺族年金特約	50%～95%
	団体生存保険、新団体生存保険	95%
その他の保険	医療保障保険（団体型）	25%～70%
	新団体医療保険 「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定がある場合 （健康経営配当として上乘せ） する配当率は3%～8%	33%～73%
	「健康経営優良法人（大規模法人部門）」の認定がない場合	25%～70%
	団体就業不能保障保険	10%～30%

表26 団体保険、団体年金保険、財形保険及び財形年金保険の利差益配当率

（一部引上げ）

保険種類		配当率
団体保険	団体定期保険年金払特約 総合福祉団体定期保険年金払特約 団体終身保険	1.85%と予定利率との差
	心身障害者扶養者生命保険	1.80%と予定利率との差
団体年金保険	確定給付企業年金保険 新企業年金保険（H14） 厚生年金基金保険（H14）	1.90%と予定利率との差
	拠出型企業年金保険（H14）	1.70%と予定利率との差
	新企業年金保険、企業年金保険 厚生年金基金保険、国民年金基金保険 団体生存保険、新団体生存保険	1.30%と予定利率との差
財形保険 財形年金保険	勤労者財産形成貯蓄積立保険 財形住宅貯蓄積立保険 勤労者財産形成給付金保険 財形年金保険、財形年金積立保険	1.85%と予定利率との差

第3号議案 評議員9名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、評議員全員が任期満了となりますので、評議員9名の選任をお願いするものであります。

当社の評議員は、定款第23条にもとづき社員または学識経験者としており、その候補者の選考にあたっては会社経営に幅広い見識をお持ちであること、経営の適正を期するためにおかれた評議員会に出席し積極的に発言をいただけることなどを考慮しております。

評議員候補者は次のとおりであります。

(敬称略・五十音順)

氏 名	主 た る 職 業	備 考
いずみ や なお き 泉 谷 直 木	アサヒグループホールディングス株式会社特別顧問	重 任
いの うえ かず ゆき 井 上 和 幸	清水建設株式会社代表取締役会長	重 任
きた むら まさ よし 北 村 雅 良	電源開発株式会社顧問	重 任
こ ばやし てつ や 小 林 哲 也	元 株式会社帝国ホテル代表取締役会長 株式会社トーモク社外取締役	重 任
なか ばやし まり こ 中 林 真理子	明治大学商学部教授	重 任
にし なり かつ ひろ 西 成 活 裕	東京大学大学院工学系研究科教授	重 任
はな ざき まさ はる 花 崎 正 晴	埼玉学園大学経済経営学部長・教授	重 任
ひさ つか とも あき 久 塚 智 明	株式会社F B Tプランニング代表取締役 高知大学客員教授	重 任
まえ の たか し 前 野 隆 司	武蔵野大学ウェルビーイング学部長・教授 慶應義塾大学名誉教授	重 任

(注) 主たる職業は2025年5月1日現在

第4号議案 取締役12名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、現任取締役全員(11名)が任期満了となります。
つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
よね やま よし てる 米 山 好 映 (1950年 6月23日)	1974年 4月 当社入社 1998年 4月 総合企画室長 2002年 7月 取締役 総合企画室長委嘱 2005年 7月 常務取締役 2009年 4月 取締役常務執行役員 2010年 7月 代表取締役社長社長執行役員 2011年 3月 代表取締役社長社長執行役員 人材開発本部長委嘱 2025年 4月 取締役会長(現任) (重要な兼職) 富士急行株式会社 取締役 株式会社帝国ホテル 取締役
【取締役候補者とした理由】 米山好映氏は、これまで企画部門の長を務め、2002年に取締役に就任し、2010年からは代表取締役社長として、当社の価値観である「お客さま基点」に基づき、経営ビジョンである「お客さま満足度No.1の生保会社となる」の実現に取り組んでまいりました。2025年4月に取締役会長に就任し、取締役会議長としてガバナンス機能、監督機能の強化に努めております。 同氏がこれらの生命保険業に関する高度な知識と十分な業務経験を有すること及び、企業経営者としての豊富な経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	
わた べ たけ ひこ 渡 部 毅 彦 (1962年 4月29日)	1986年 4月 当社入社 2009年 6月 財務企画部長 2016年 4月 執行役員 財務企画部長委嘱 2016年 7月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 2019年 4月 取締役執行役員 2020年 4月 取締役常務執行役員 2024年 4月 取締役専務執行役員 中期経営計画担当委嘱 2025年 4月 代表取締役社長社長執行役員 人材開発本部長、中期経営計画担当委嘱(現任) (当社における担当) 人材開発本部、総合企画室
【取締役候補者とした理由】 渡部毅彦氏は入社以来、資産運用業務に携わり、2009年より財務企画部門の長を務めました。2016年の取締役就任後も担当取締役として2018年に改定された「リスク・テイク・ステイトメント」に則り、資産運用収益の拡大を主導してまいりました。また2024年、中期経営計画担当に就任し、現中期経営計画『THE MUTUAL ACT 2027』の立案を指揮し、2025年4月の代表取締役社長就任後、その推進に注力しております。 同氏がこれらの生命保険業に関する高度な知識、十分な業務経験及び知見を有することを総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
はやし とし かつ 林 俊 勝 (1958年11月 5日)	1981年 4月 当社入社 2004年 7月 融資部長 2009年 4月 経理部長 2012年 4月 執行役員 総合企画室長委嘱 2012年 7月 取締役執行役員 総合企画室長委嘱 2014年 4月 取締役執行役員 2016年 4月 取締役常務執行役員 2019年 4月 取締役専務執行役員 2024年 4月 取締役副社長執行役員 お客さまサービス本部長委嘱（現任） (当社における担当) 千葉ニュータウン管理室、法人サービス部、お客さまサービス部、契約医務部、保険金部、契約管理部、事務企画部
【取締役候補者とした理由】 林俊勝氏は、これまで融資部門、経理部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	
きた むら やす ゆき 北 村 康 幸 (1958年 4月16日)	1981年 4月 当社入社 2005年 1月 営業企画部長 2007年 4月 総合企画室長（部長待遇） 2010年 4月 東京支社長 2012年 4月 執行役員 営業企画部長委嘱 2016年 4月 執行役員 2016年 7月 取締役執行役員 2020年 4月 取締役執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 2021年 4月 取締役常務執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 2024年 4月 取締役専務執行役員（現任） (当社における担当) 営業企画部、業務部、営業管理部
【取締役候補者とした理由】 北村康幸氏は、これまで支社長、営業企画部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	
すな もと なお き 砂 本 直 樹 (1965年 2月12日)	1988年 4月 当社入社 2011年 4月 主計部長 2017年 4月 保険計理人兼リスク管理統括部長 2018年 4月 執行役員 保険計理人兼リスク管理統括部長委嘱 2020年 3月 執行役員 リスク管理統括部長委嘱 2020年 7月 取締役執行役員 リスク管理統括部長委嘱 2024年 4月 取締役常務執行役員（現任） (当社における担当) リスク管理統括部、財務審査室、有価証券管理室、経理部、主計部
【取締役候補者とした理由】 砂本直樹氏は、これまで主計部門、リスク管理統括部門の長及び保険計理人を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
やま だ いち ろう 山 田 一 郎 (1961年 5月11日)	1984年 4月 当社入社 2010年 4月 株式部長 2017年 4月 執行役員 株式部長委嘱 2018年 4月 執行役員 有価証券部長委嘱 2022年 4月 常務執行役員 総合営業推進部長委嘱 2024年 4月 常務執行役員 2024年 7月 取締役常務執行役員 (現任) (当社における担当) 有価証券部、金融商品投資部、財務投資部、特別勘定運用室、財務企画部、不動産部
【取締役候補者とした理由】 山田一郎氏は、これまで有価証券部門、法人営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	
【社外取締役候補者】 さ とう ひろし 佐 藤 広 (1950年10月22日)	1975年 4月 東京都入庁 2004年 7月 同 人事委員会事務局長 2006年 7月 同 産業労働局長 2009年 6月 同 副知事 (2012年6月まで) 2012年 9月 東京信用保証協会理事長 (2014年9月まで) 2014年 3月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会常務理事 2014年 9月 同 副事務総長 (2022年6月まで) 2022年 7月 当社取締役 (現任) 2022年 9月 東京都国民健康保険団体連合会 理事長 (現任) (重要な兼職) 東京都国民健康保険団体連合会 理事長
【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤広氏は社外取締役候補者です。 同氏は、長年にわたる東京都政の経歴の中で、副知事をはじめ要職を歴任し、その後、東京信用保証協会理事長に就任する等、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2022年に当社の社外取締役に就任以降、その専門的な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。 独立した立場から、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。	
【社外取締役候補者】 こ まき あ や 小 巻 亜 矢 (1959年 8月16日)	1983年 4月 株式会社サンリオ入社 2014年 6月 株式会社サンリオエンターテイメント顧問 2015年 6月 同社取締役 2016年 7月 同社取締役 サンリオピューロランド館長 2019年 6月 同社代表取締役社長 サンリオピューロランド館長 (現任) 2023年 7月 当社取締役 (現任) (重要な兼職) 株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役社長 サンリオピューロランド館長 松竹株式会社 取締役
【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小巻亜矢氏は社外取締役候補者です。 同氏は、株式会社サンリオエンターテイメントの代表取締役社長に就任されており、エンターテイメント企業の経営を通じ、お客さま満足度の向上に努めてこられた豊富な経験と幅広い見識を有しております。2023年に当社の社外取締役に就任以降、その専門的な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。 独立した立場から、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
【社外取締役候補者】 わた なべ はじめ 渡 辺 一 (1958年10月31日)	1981年 4月 日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 2011年 6月 株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員 2015年 6月 同行代表取締役副社長 2018年 6月 同行代表取締役社長（2022年6月まで） 2023年 4月 株式会社日本経済研究所代表取締役会長（現任） 2024年 7月 当社取締役（現任） （重要な兼職） 株式会社日本経済研究所 代表取締役会長 日本貨物鉄道株式会社 監査役 三井住友トラストグループ株式会社 取締役 東急株式会社 監査役
【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 渡辺氏は社外取締役候補者です。 同氏は、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長などを歴任し、現在は株式会社日本経済研究所の代表取締役会長に就任されるなど、企業経営及び政策金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。2024年に当社の社外取締役に就任以降、その専門的な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。 独立した立場から、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。	
こん どう たけし 近 藤 健 (1964年 7月27日)	1987年 4月 当社入社 2009年 2月 池袋支社長 2011年 3月 人材開発本部部長 2014年 4月 富山支社長兼北陸ブロック長 2017年 4月 執行役員 人事部長委嘱 2021年 4月 執行役員 業務部長委嘱 2022年 7月 取締役執行役員 業務部長委嘱 2023年 4月 取締役執行役員（現任） （当社における担当） 秘書室、総務部、人事部、関連事業部
【取締役候補者とした理由】 近藤健氏は、これまで支社長、人事部門、個人保険営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	
よし だ ゆう じ 吉 田 勇 治 (1966年 2月25日)	1988年 4月 当社入社 2014年 4月 契約管理部長 2016年 4月 営業管理部長 2020年 4月 総務部長 2021年 4月 執行役員 総務部長委嘱 2023年 4月 執行役員 2023年 7月 取締役執行役員（現任） （当社における担当） コンプライアンス統括部、監査部
【取締役候補者とした理由】 吉田勇治氏は、これまで契約管理部門、営業管理部門、総務部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
【新任】 や ぎ き ひ と し 矢 崎 斉 (1966年 6月 9日)	1989年 4月 当社入社 2014年 4月 人材開発本部部長 2017年 4月 フコクしんらい生命保険株式会社 総合企画部部長 2018年 4月 同社 窓販営業推進部長 2019年 4月 同社 執行役員窓販営業推進部長 2021年 4月 当社 総合営業推進部部長 2023年 4月 執行役員総合営業推進部部長 2024年 4月 執行役員法人営業部長 2025年 4月 執行役員（現任） (当社における担当) 市場開発部、しんきん部、法人営業部、年金コンサルティング部
【取締役候補者とした理由】 矢崎斉氏は、これまで法人営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。	

(注) 1. 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職については、2025年5月1日現在のものです。

2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。

4. 取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める取締役選任基準を踏まえて行っております。

〔取締役選任基準〕

以下の①から⑥の全てに該当すること

①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。

②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。

③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。

④以下のいずれかに該当すること。

・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。

・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。

・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持ち、当社経営の監視ができること。

・財務、会計、税務、法務、IT、または企業経営に関する優れた専門知識を持つこと。

・中長期的な視点から経営に対する助言ができること。

・当社のビジネスモデルに対する助言ができること。

⑤取締役会に出席し、上記④に基づく自らの意見を活発に言い、取締役会審議の充実を行うことができること。

⑥取締役の相互牽制を行えること。

5. 社外取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の独立性基準を踏まえて行っております。

〔社外取締役の独立性基準〕

以下のいずれにも該当しないこと

A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者

C. 当社から役員報酬以外に年額1,000万円以上の金銭それに相当するその他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。）

D. 選任時から1年前までに当社関連会社の業務執行者

※主要な取引先とは以下の状況をいう。

・保険取引において、年間の保険料全体の5%以上を占める。

・年間の取引額が事業費の5%以上を占める。

・融資額が融資額全体の5%以上を占める。

6. 当社の社外取締役役に就任してからの年数（本総代会終結の時まで）
 - (1) 取締役候補者佐藤広氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって3年間であります。
 - (2) 取締役候補者小巻亜矢氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって2年間であります。
 - (3) 取締役候補者渡辺一氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって1年間であります。
7. 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役候補者佐藤広氏、小巻亜矢氏及び渡辺一氏との間で、任務懈怠により当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合は、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険業法第53条の38が準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約では、社員代表訴訟、第三者訴訟等により被保険者が被る損害賠償請求損害及び争訟費用等を負担することにより被る損害等が填補されることとなります。また、全ての被保険者について保険料は当社が全額を負担しておりますが、職務執行の適正性を保つため、一定額以下の損害を免責とする契約としております。
なお、取締役は当該契約の被保険者となっており、矢崎斉氏の選任が承認された場合、同氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時における更新を予定しております。
9. 渡辺一氏が2023年6月より社外監査役を務める日本貨物鉄道株式会社にて、2024年9月「輪軸の圧入作業に関する作業記録の書き換え等の不適切事案」が判明し、同年10月、鉄道事業法第23条第1項の規定に基づき国土交通大臣から「輸送の安全に関する事業改善命令」および「JR貨物の安全確保のために講ずべき措置」が命ぜられました。同氏は上記事実が判明するまで同様の事実を認識しておりませんでした。日頃より取締役会、監査役会にて法令順守、内部統制の重要性について指摘・提言を行ってまいりました。また、上記事実判明後は徹底した調査の実施、原因分析、再発防止策の実効性確保等について積極的に提言を行っております。

〈参考：取締役・監査役（予定）のスキルについて〉

当社の取締役会は、重要な経営に関する方針を決定するとともに、取締役の職務執行を監督することを役割としております。取締役会がその役割を適切に果たすためには、当社の事業内容、事業特性等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが必要と考えております。

また、監査役についても、取締役の職務の執行を適切に監査するためには、取締役会と同様のスキルを備える形で監査役会が構成されることが望ましいと考えております。

下表のとおり、取締役会・監査役会は全体として必要なスキルが備わっているものと考えております。

なお、役職は本定時総代会にて取締役の選任が承認された場合の役職を記載しております。

氏名	役職	企業経営	金融経済・ 資産運用	財務・ 会計・税務	法務・コン プライア ンス	I T	人材開発・ 人事	営業・マー ケティング	数理・リス ク管理
米山 好映	取締役会長	○	○	○			○		
渡部 毅彦	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○			○		
林 俊勝	取締役 副社長執行役員	○	○	○		○	○		○
北村 康幸	取締役 専務執行役員	○			○	○		○	
砂本 直樹	取締役 常務執行役員	○	○	○		○			○
山田 一郎	取締役 常務執行役員	○	○	○				○	
佐藤 広	社外取締役	○	○		○		○		
小巻 亜矢	社外取締役	○					○	○	
渡辺 一	社外取締役	○	○	○	○		○		
近藤 健	取締役執行役員	○					○	○	
吉田 勇治	取締役執行役員	○			○		○		
矢崎 斉	取締役執行役員	○					○	○	
根津 嘉澄	社外監査役	○		○	○		○		
高橋 恭平	社外監査役	○		○			○		
渡部 肇史	社外監査役	○		○	○		○	○	
黒田 啓一	監査役	○			○	○	○	○	
重松 秀明	監査役	○		○					○

※上記は当社取締役・監査役が有する専門性・経験のすべてを記載したものではありません。また、社外取締役・社外監査役については、当社が特に期待しているスキルを示しております。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の額の改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬等につきましては2007年7月3日開催の第85回定時総代会にて、取締役の報酬等を「年額5億円以内」、監査役の報酬等を「年額1億円以内」としてご承認いただいております。

一方、取締役個々の報酬につきましては2021年に「取締役報酬に関する基本方針」を定め、「報酬の水準は当社の経営環境や業績を踏まえたもの」とするとしております。また、監査役個々の報酬につきましては、取締役個々の報酬を勘案し、監査役全員にて協議のうえ、決定しております。

つきましては、昨今の物価高騰、賃金水準の上昇等の経営環境の変化、業績状況等を鑑み、取締役の報酬等の額を「年額10億円以内」、監査役の報酬等の額を「2億円以内」にそれぞれ改定することをお願いするものでございます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与を含めないものといたします。第4号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は12名（うち、社外取締役3名）、監査役の員数は5名（うち、社外監査役3名）となります。

区分	現行	改定後
取締役の報酬等	年額5億円以内	年額10億円以内
監査役の報酬等	年額1億円以内	年額2億円以内